

令和6年かすみがうら市議会第1回定例会
市長提出議案集

令和6年2月29日提出

かすみがうら市

目 次

1. 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
〈令和 5 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第 3 号)〉 …………… 1~7
2. 議案第 2 号 かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
…………… 8~15
3. 議案第 3 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定
について …………… 16~18
4. 議案第 4 号 令和 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算(第 1 1 号)
…………… 19~31
5. 議案第 5 号 令和 5 年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算(第 2
号) …………… 32~34
6. 議案第 6 号 かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関す
る条例の制定について …………… 35~46
7. 議案第 7 号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備
に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について …………… 47~48
8. 議案第 8 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例の制定について
…………… 49~50
9. 議案第 9 号 かすみがうら市役所の位置を定める条例の一部を改正す
る条例の制定について …………… 51
10. 議案第 10 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について …………… 52

11. 議案第 11 号	かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	53~55
12. 議案第 12 号	かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	56~57
13. 議案第 13 号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	58
14. 議案第 14 号	かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	59~61
15. 議案第 15 号	かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	62~63
16. 議案第 16 号	かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	64
17. 議案第 17 号	かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について	65
18. 議案第 18 号	令和 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 2 号）	66~91
19. 議案第 19 号	令和 5 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	92~98
20. 議案第 20 号	令和 5 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	99~105

21. 議案第 21 号	令和 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)	……………	106~112
22. 議案第 22 号	令和 6 年度かすみがうら市一般会計予算	……………	(予算書)
23. 議案第 23 号	令和 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算	……………	(予算書)
24. 議案第 24 号	令和 6 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算	……………	(予算書)
25. 議案第 25 号	令和 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算	……………	(予算書)
26. 議案第 26 号	令和 6 年度かすみがうら市水道事業会計予算	……………	(予算書)
27. 議案第 27 号	令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計予算	……………	(予算書)
28. 議案第 28 号	財産の貸付けについて	……………	113
29. 議案第 29 号	新市建設計画の変更について	……………	114~129
30. 議案第 30 号	市道路線の変更について	……………	130~132

(参考資料)

○ 付議事件(条例)条文新旧対照表	……………	133~172
・ かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表	……………	(133~135)
かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(第 2 条関係)	……………	(133~135)
・ かすみがうら市手数料条例 新旧対照表	……………	(135~141)

かすみがうら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 新旧対照表(第 2 条関係)	(155~156)
かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表(第 3 条関係)	(156)
・ かすみがうら市役所の位置を定める条例 新旧対照表	(157)
・ かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表	(157~158)
・ かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例 新旧対照表	(158~162)
かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例 新旧対照表(第 1 条関係)	(158~159)
かすみがうら市企業立地促進条例 新旧対照表(第 2 条関係)	(159~162)
・ かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例 新旧対照表	(162~164)
・ かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表	(164~165)
・ かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 新旧対照表	(165~168)
かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表(第 1 条関係)	(165~166)

かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

新旧対照表(第 2 条関係)	……………	(167~168)
・ かすみがうら市介護保険条例 新旧対照表	……………	(168~172)
・ かすみがうら市漁港管理条例 新旧対照表	……………	(172)
○ 新市建設計画変更計画 (案)	……………	(別冊)

承認第1号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和6年2月1日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）
別紙のとおり

理 由

令和6年能登半島地震に伴う被災事業体への支援に係る経費等に関し、早急な予算措置をするため令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）により補正を行う。

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算書第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業費	1,065,446千円	416千円	1,065,862千円
第1項 営業費用	1,018,873千円	416千円	1,019,289千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算書第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費 57,507千円

令和6年2月1日 専決処分

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1.	水道事業費		1,065,446	416	1,065,862		
	1.	営業費用	1,018,873	416	1,019,289		
		4.	総係費	127,584	416	128,000	

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算説明書

収益的支出

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 水道			1,065,446	416	1,065,862			
事業費	1. 営業費用		1,018,873	416	1,019,289			
		4. 総係費	127,584	416	128,000			
						3. 手当	416	災害支援に伴う手当の増

給 与 費 明 細 書

(単位：千円)

区 分		職 員 数		給 与 費					法定福利費	合 計
		特別職(人)	一般職(人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		5		23,140		13,444	36,584	6,618	43,202
	資本勘定支弁職員		2		7,236		4,674	11,910	2,395	14,305
	合 計		7		30,376		18,118	48,494	9,013	57,507
補 正 前	損益勘定支弁職員		5		23,140		13,028	36,168	6,618	42,786
	資本勘定支弁職員		2		7,236		4,674	11,910	2,395	14,305
	合 計		7		30,376		17,702	48,078	9,013	57,091
比 較	損益勘定支弁職員		0	0	0		416	416	0	416
	資本勘定支弁職員		0		0		0	0	0	0
	合 計		0	0	0		416	416	0	416

手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	児童手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補 正 後	1,765	558	480	68	685		1,061		
	補 正 前	1,765	558	480	68	685		645		
	比 較	0	0	0	0	0		416		
	区 分	期末勤勉手当	退職手当負担金	管理職特別手当						合 計
補 正 後	9,433	4,012	56							18,118
補 正 前	9,433	4,012	56							17,702
比 較	0	0	0							416

議案第 2 号

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年かすみがうら市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	1 6 2, 1 0 0	2 0 8, 0 0 0
2	1 6 3, 2 0 0	2 0 9, 7 0 0

3	1 6 4, 4 0 0	2 1 1, 4 0 0
4	1 6 5, 5 0 0	2 1 2, 9 0 0
5	1 6 6, 6 0 0	2 1 4, 4 0 0
6	1 6 7, 7 0 0	2 1 6, 2 0 0
7	1 6 8, 8 0 0	2 1 7, 9 0 0
8	1 6 9, 9 0 0	2 1 9, 6 0 0
9	1 7 0, 9 0 0	2 2 1, 1 0 0
10	1 7 2, 3 0 0	2 2 2, 6 0 0
11	1 7 3, 6 0 0	2 2 4, 1 0 0
12	1 7 4, 9 0 0	2 2 5, 6 0 0
13	1 7 6, 1 0 0	2 2 6, 8 0 0
14	1 7 7, 6 0 0	2 2 8, 2 0 0
15	1 7 9, 1 0 0	2 2 9, 6 0 0
16	1 8 0, 7 0 0	2 3 1, 0 0 0
17	1 8 1, 8 0 0	2 3 2, 4 0 0
18	1 8 3, 2 0 0	2 3 4, 0 0 0
19	1 8 4, 6 0 0	2 3 5, 5 0 0
20	1 8 6, 0 0 0	2 3 6, 9 0 0
21	1 8 7, 3 0 0	2 3 8, 1 0 0
22	1 8 9, 6 0 0	2 3 9, 7 0 0
23	1 9 1, 8 0 0	2 4 1, 2 0 0
24	1 9 4, 0 0 0	2 4 2, 6 0 0
25	1 9 6, 2 0 0	2 4 3, 6 0 0
26	1 9 7, 9 0 0	2 4 5, 1 0 0
27	1 9 9, 4 0 0	2 4 6, 4 0 0
28	2 0 0, 9 0 0	2 4 7, 6 0 0

29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600

55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000

8 1	2 4 4, 7 0 0	2 9 2, 2 0 0
8 2	2 4 5, 2 0 0	2 9 2, 4 0 0
8 3	2 4 5, 6 0 0	2 9 2, 7 0 0
8 4	2 4 6, 0 0 0	2 9 2, 9 0 0
8 5	2 4 6, 4 0 0	2 9 3, 2 0 0
8 6	2 4 6, 8 0 0	2 9 3, 5 0 0
8 7	2 4 7, 2 0 0	2 9 3, 8 0 0
8 8	2 4 7, 6 0 0	2 9 4, 1 0 0
8 9	2 4 8, 0 0 0	2 9 4, 4 0 0
9 0	2 4 8, 5 0 0	2 9 4, 8 0 0
9 1	2 4 8, 8 0 0	2 9 5, 1 0 0
9 2	2 4 9, 1 0 0	2 9 5, 5 0 0
9 3	2 4 9, 4 0 0	2 9 5, 7 0 0
9 4		2 9 5, 9 0 0
9 5		2 9 6, 2 0 0
9 6		2 9 6, 6 0 0
9 7		2 9 6, 8 0 0
9 8		2 9 7, 1 0 0
9 9		2 9 7, 5 0 0
1 0 0		2 9 7, 9 0 0
1 0 1		2 9 8, 1 0 0
1 0 2		2 9 8, 4 0 0
1 0 3		2 9 8, 8 0 0
1 0 4		2 9 9, 1 0 0
1 0 5		2 9 9, 3 0 0
1 0 6		2 9 9, 6 0 0

107		300,000
108		300,300
109		300,500
110		300,900
111		301,300
112		301,600
113		301,800
114		302,000
115		302,300
116		302,700
117		302,900
118		303,100
119		303,400
120		303,700
121		304,100
122		304,300
123		304,600
124		304,900
125		305,200

第2条 かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第13条の2 任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員については、給与条例第21条の規定を準用する。

2 前条第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第23条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第23条の2 任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員

(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)については、給与条例第21条の規定を準用する。この場合において、給与条例第21条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」とする。

2 前条第3項及び第4項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のかすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第3号

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例

かすみがうら市手数料条例（平成17年かすみがうら市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1 戸籍法に基づく証明等に関する手数料の部 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍の記録事項証明の交付の項中「磁気ディスクをもって調製された戸籍の記録事項証明」を「戸籍証明書」に改め、同項の次に次のように加える。

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項	1件	400
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----	-----

<p>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

別表第1 戸籍法に基づく証明等に関する手数料の部除籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍の記録事項証明の交付の項中「磁気ディスクをもって調製された戸籍の記録事項証明」を「除籍証明書」に改め、同部除籍に記載した事項に関する証明の交付の項の次に次のように加える。

<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>1件</p>	<p>700</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------	------------

別表第2 (2) の項中「1, 180, 000円」を「1, 450, 000円」に、「1, 410, 000円」を「1, 720, 000円」に、「1, 590,

000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和6年3月1日から施行する。

議案第4号

令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）

令和5年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ248,814千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,890,058千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,234,408	186,950	3,421,358
	1 国庫負担金	2,051,256	59,500	2,110,756
	2 国庫補助金	1,172,782	127,450	1,300,232
16 県支出金		1,364,553	29,750	1,394,303
	1 県負担金	771,461	29,750	801,211
20 繰越金		571,143	32,114	603,257
	1 繰越金	571,143	32,114	603,257
歳入合計		19,641,244	248,814	19,890,058

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,192,303	464	2,192,767
	1 総務管理費	1,873,319	268	1,873,587
	2 徴税費	220,426	196	220,622
3 民生費		6,850,225	247,010	7,097,235
	1 社会福祉費	3,779,037	247,010	4,026,047
4 衛生費		1,403,036	163	1,403,199
	1 保健衛生費	1,403,036	163	1,403,199
8 土木費		1,881,463	26	1,881,489
	2 道路橋梁費	858,925	26	858,951
10 教育費		2,811,379	1,151	2,812,530
	2 小学校費	635,271	590	635,861
	4 社会教育費	276,269	549	276,818
	5 保健体育費	186,841	12	186,853
歳出合計		19,641,244	248,814	19,890,058

第 2 表 繰越明許費

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉総務費	物価高騰に伴う給付金・定額減税一体支援に要する経費	127,450
合 計			127,450

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,692,708	0	5,692,708
2 地 方 譲 与 税	230,384	0	230,384
3 利 子 割 交 付 金	2,493	0	2,493
4 配 当 割 交 付 金	34,064	0	34,064
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,414	0	22,414
6 法 人 事 業 税 交 付 金	77,000	0	77,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	988,876	0	988,876
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	123,000	0	123,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000	0	20,000
10 地 方 特 例 交 付 金	32,860	0	32,860
11 地 方 交 付 税	4,000,000	0	4,000,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,882	0	5,882
13 分 担 金 及 び 負 担 金	59,041	0	59,041
14 使 用 料 及 び 手 数 料	48,900	0	48,900
15 国 庫 支 出 金	3,234,408	186,950	3,421,358
16 県 支 出 金	1,364,553	29,750	1,394,303
17 財 産 収 入	18,175	0	18,175
18 寄 附 金	122,001	0	122,001
19 繰 入 金	955,531	0	955,531
20 繰 越 金	571,143	32,114	603,257
21 諸 収 入	370,611	0	370,611

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1,667,200	0	1,667,200
歳 入 合 計	19,641,244	248,814	19,890,058

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	141,868	0	141,868				
2 総 務 費	2,192,303	464	2,192,767				464
3 民 生 費	6,850,225	247,010	7,097,235	216,700			30,310
4 衛 生 費	1,403,036	163	1,403,199				163
5 労 働 費	42,677	0	42,677				
6 農 林 水 産 業 費	784,670	0	784,670				
7 商 工 費	492,334	0	492,334				
8 土 木 費	1,881,463	26	1,881,489				26
9 消 防 費	932,177	0	932,177				
10 教 育 費	2,811,379	1,151	2,812,530				1,151
11 災 害 復 旧 費	57,220	0	57,220				
12 公 債 費	2,001,892	0	2,001,892				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	19,641,244	248,814	19,890,058	216,700			32,114

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	1,888,196	59,500	1,947,696	1 社会福祉費負担金	59,500	障害者自立支援給付費負担金
計	2,051,256	59,500	2,110,756			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	563,809	127,450	691,259	1 総務費補助金	127,450	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	1,172,782	127,450	1,300,232			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	771,461	29,750	801,211	1 社会福祉費負担金	29,750	障害者自立支援給付費負担金
計	771,461	29,750	801,211			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	571,143	32,114	603,257	1 繰越金	32,114	前年度繰越金
計	571,143	32,114	603,257			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	938,594	268	938,862				268	1 報酬	268	01 職員等人件費 268 0101 職員等人件費 268 1 会計年度任用職員（事務補助）報酬 268
計	1,873,319	268	1,873,587				268			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

3 徴収費	30,233	196	30,429				196	1 報酬	182	01 収入未済額縮減対策事業 196 0101 収入未済額縮減対策に要する経費 196 1 会計年度任用職員（事務補助）報酬 182 3 会計年度任用職員期末手当 9 4 会計年度任用職員共済短期給付負担金 5
								3 職員手当等	9	
								4 共済費	5	
								計	220,426	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	725,622	127,450	853,072	127,450				3 職員手当等	400	02 社会福祉事業 127,450 0209 物価高騰に伴う給付金・定額減税一体支援に要する経費 127,450 3 時間外勤務手当 400 10 消耗品費 159 10 印刷製本費 537 11 通信運搬費 309 11 手数料 165 12 電算システム改修委託 880 18 エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（均等割課税のみ世帯） 100,000 18 エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（子ども加算） 25,000
								10 需用費	696	
								11 役務費	474	
								12 委託料	880	
								18 負担金、補助及び交付金	125,000	
								2 障害者福祉費	1,126,514	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
6 医療福祉費	328,250	253	328,503				253	1 報酬 199	01 医療福祉事業 253	
								3 職員手当等 17	0102 医療福祉に要する経費(市単独) 253	
								4 共済費 37	1 会計年度任用職員(事務補助)報酬 199	
									3 会計年度任用職員期末手当 17	
									4 会計年度任用職員共済短期給付負担金 37	
8 後期高齢者医療費	603,259	307	603,566				307	1 報酬 233	01 後期高齢者医療事業 307	
								3 職員手当等 33	0101 後期高齢者保健に要する経費 307	
								4 共済費 41	1 会計年度任用職員(管理栄養士等)報酬 233	
									3 会計年度任用職員期末手当 33	
									4 会計年度任用職員共済短期給付負担金 41	
計	3,779,037	247,010	4,026,047	216,700			30,310			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

3 保健事業費	45,778	163	45,941				163	1 報酬 124	01 健康づくり推進事業 163
								3 職員手当等 14	0101 健康づくり推進に要する経費 163
								4 共済費 25	1 会計年度任用職員(事務補助)報酬 124
									3 会計年度任用職員期末手当 14
									4 会計年度任用職員厚生年金保険料 2
									4 会計年度任用職員共済短期給付負担金 23
計	1,403,036	163	1,403,199				163		

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路橋梁新設改良費	692,494	26	692,520				26	1 報酬 15	01 市道整備事業 26
								4 共済費 11	0101 市道整備に要する経費 26
									1 会計年度任用職員(専門事務)報酬 15
									4 会計年度任用職員共済短期給付負担金 11
計	858,925	26	858,951				26		

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	一般		区分	金額
				国県支出金	地方債	その他					
1 小学校管理費	635,271	590	635,861				590	1 報酬	590	02 小学校管理運営事業 590 0201 小学校管理運営に要する経費 270 1 会計年度任用職員（学校事務員）報酬 270 0202 小学校給食管理運営に要する経費 320 1 会計年度任用職員（事務補助）報酬 250 1 会計年度任用職員（学校栄養指導員）報酬 70	
計	635,271	590	635,861				590				

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

3 図書館費	51,400	189	51,589				189	1 報酬 4 共済費	101 88	02 図書館管理運営事業 189 0201 図書館運営に要する経費 189 1 会計年度任用職員（図書館司書等）報酬 101 4 会計年度任用職員共済短期給付負担金 88
4 文化振興費	70,477	360	70,837				360	1 報酬 3 職員手当等	329 31	02 文化振興施設管理運営事業 169 0201 歴史博物館管理運営に要する経費 169 1 会計年度任用職員（事務補助）報酬 149 3 会計年度任用職員期末手当 20 03 文化財事業 98 0302 埋蔵文化財に要する経費 98 1 会計年度任用職員（事務補助）報酬 98 04 文化振興事業 93 0402 帆引き船保存活用対策に要する経費 93 1 会計年度任用職員（事務補助）報酬 82 3 会計年度任用職員期末手当 11
計	276,269	549	276,818				549			

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

1 保健体育総務費	49,048	12	49,060				12	4 共済費	12	02 スポーツ推進事業 12
-----------	--------	----	--------	--	--	--	----	-------	----	------------------------------

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分	金 額		
				国県 支出金	地 方 債	そ の 他					
(1 保健体育 総務費)										0203 スポーツ団体育成に要する経費	12
										4 会計年度任用職員共済短期 給付負担金	12
計	186,841	12	186,853				12				

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他の 手当	計			
補 正 後	長 等	3		23,004	8,028 (3.35)	3,484	34,516	6,477	40,993
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	16,538	86,052
	その他の特別職	899	59,731				59,731	397	60,128
	計	918	112,351	23,004	24,922	3,484	163,761	23,412	187,173
補 正 前	長 等	3		23,004	8,028 (3.35)	3,484	34,516	6,477	40,993
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	16,538	86,052
	その他の特別職	899	59,731				59,731	397	60,128
	計	918	112,351	23,004	24,922	3,484	163,761	23,412	187,173
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職								
	計								

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費			共 済 費	合 計	
		報 酬	給 料	職員手当			
補正後	362 (22) 【 215】	【 298,189】	1,415,894	993,865 【 58,434】	2,409,759 【 356,623】	458,307 【 52,146】	2,868,066 【 408,769】
補正前	362 (22) 【 215】	【 296,148】	1,415,894	993,465 【 58,330】	2,409,359 【 354,478】	458,307 【 51,927】	2,867,666 【 406,405】
比 較		【2,041】		400 【104】	400 【2,145】	【 219】	400 【2,364】

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当	
	補正後		45,678	309,447	258,438	19,849	26,364	51,929	4,007	51,864
	補正前		45,678	309,447	258,438	19,849	26,364	51,529	4,007	51,864
	比 較							400		
職員 手当 等の 内訳	区 分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別 勤務手当	地域手当	単身赴任手当		
	補正後		2,148	25,476	6,052	187,545	3,354	1,354	360	
	補正前		2,148	25,476	6,052	187,545	3,354	1,354	360	
	比 較									

議案第5号

令和5年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 予算書第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業費用	1, 398, 865千円	106千円	1, 398, 971千円
第1項 営業費用	1, 271, 659千円	106千円	1, 271, 765千円

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和5年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計		備 考
1. 下水道事業 費用			1,398,865	106	1,398,971		
	1. 営業費用		1,271,659	106	1,271,765		
		10. 総係費	61,697	106	61,803		

令和5年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算説明書

収益的支出

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明	
						区分	金額		
1. 下水道事業費用			1,398,865	106	1,398,971				
	1. 営業費用		1,271,659	106	1,271,765				
		10. 総係費		61,697	106	61,803			
							1. 報酬	100	会計年度職員の給与改定に伴う増
							6. 法定福利費	6	会計年度職員の給与改定に伴う増

議案第6号

かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の
制定について

かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例を次のとおり
制定する。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例
(設置)

第1条 市民自らが住みよいまちづくりを進めるため、地域活動の活性化、相互
交流及び文化の向上に向けたコミュニティ活動の拠点として、コミュニティ
施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 コミュニティ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
霞ヶ浦コミュニティセンター	かすみがうら市深谷3719番地1
千代田コミュニティセンター	かすみがうら市中志筑2112番地
下稲吉コミュニティセンター	かすみがうら市稲吉三丁目15番6 7号
下大津コミュニティステーション	かすみがうら市加茂4472番地

牛渡コミュニティステーション	かすみがうら市牛渡2862番地3
安飾コミュニティステーション	かすみがうら市安食1075番地1
志土庫コミュニティステーション	かすみがうら市宍倉1594番地
志土庫第2コミュニティステーション	かすみがうら市西成井85番地

(職員)

第3条 霞ヶ浦コミュニティセンター、千代田コミュニティセンター及び下稲吉コミュニティセンターに、センター長その他必要な職員を置く。

(開館時間及び休館日)

第4条 コミュニティ施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 コミュニティ施設（下稲吉コミュニティセンターを除く。）の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(1) 月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日

(2) 12月27日から翌年の1月4日までの日

3 下稲吉コミュニティセンターの休館日は、12月27日から翌年の1月4日までの日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(行為の禁止)

第5条 コミュニティ施設への来館者（以下「来館者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公衆の衛生を害する行為

(2) 他の来館者に危害を及ぼし、又は他の来館者の迷惑となる行為

(3) コミュニティ施設の施設、設備又は備品を破損、又は滅失、若しくは汚

損する行為

(4) 許可のない広告物の掲示若しくは配布、看板若しくは立て札の設置又は

これらに類する行為

(5) コミュニティ施設、設備等の管理上支障を及ぼす行為

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に禁止する必要があると認める行

為

(使用の許可等)

第6条 コミュニティ施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が当該許可に係る内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害すると認めるとき。

(3) 施設等を破損、又は滅失、若しくは汚損したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けた事実が明らかになったとき。

(5) 公益上必要があると認めるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

2 市長は、前項の場合において使用者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(使用料)

第8条 使用者は、かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成28年かすみがうら市条例第43号。以下「使用料条例」という。）又は別表に規定する使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 使用料条例の規定により使用料の免除又は減額を受けようとする者は、規則の定めるところにより申請しなければならない。

（使用料の返還）

第10条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、使用料条例第7条の規定により、その全部又は一部を返還することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第11条 使用者は、使用の許可によって生じる権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第12条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、使用した施設を原状に復さなければならない。第7条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を制限され、若しくは停止されたときも、同様とする。

（損害賠償の義務）

第13条 故意又は過失により施設等を破損、又は滅失、若しくは汚損した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第14条 コミュニティ施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第15条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設等の維持管理に関する業務
- (2) 次条に規定する利用料金の徴収に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
(利用料金制)

第16条 市長は、第14条の規定によりコミュニティ施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、コミュニティ施設の使用料(以下「利用料金」という。)を、指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 利用料金は、第8条の規定にかかわらず、使用料条例別表に定める額を上限として、指定管理者が定めるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めるとき又は変更するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(かすみがうら市働く女性の家の設置及び管理に関する条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) かすみがうら市働く女性の家の設置及び管理に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第112号)
 - (2) かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例(平成21年かすみがうら市条例第23号)
 - (3) かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例(平成21年かすみがうら市条例第24号)
 - (4) かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例(平成28年

かすみがうら市条例第17号)

- (5) かすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例(平成28年かすみがうら市条例第42号)

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に、かすみがうら市働く女性の家の設置及び管理に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第112号)、かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例(平成21年かすみがうら市条例第23号)、かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例(平成21年かすみがうら市条例第24号)、かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例(平成21年かすみがうら市条例第25号)、かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例(平成28年かすみがうら市条例第17号)及びかすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例(平成28年かすみがうら市条例第42号)の規定によりなされた同日以後に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表第1 附属機関の部働く女性の家運営委員会委員の項及び福祉館運営協議会委員の項を削る。

(かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正)

- 5 かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「(地区公民館を含む。)」を削り、同条第15号を次のように改める。

(15) コミュニティ施設

第3条第1号中「(地区館を含む。)」を削り、同条第10号を次のように改める。

(10) コミュニティ施設

(かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

6 かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例(平成19年かすみがうら市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表中第4号から6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号から第32号までを3号ずつ繰り上げ、第33号を削り、第34号を第30号とし、同号の次に次の1号を加える。

(31) かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例

(かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部改正)

7 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例(平成21年かすみがうら市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「及びかすみがうら市」を「、かすみがうら市」に改め、「千代田公民館」の次に「及びかすみがうら市下稲吉公民館」を加え、同条第3項中「地区公民館」を「支館」に改める。

第5条から第17条までを削り、第18条を第5条とする。

第19条及び第20条を削り、第21条を第6条とする。

別表かすみがうら市千代田公民館の項中「上佐谷991番地5」を「中志筑2112番地」に改め、同表に次のように加える。

かすみがうら市下稲吉公民館	かすみがうら市稲吉三丁目15番67号
---------------	--------------------

(かすみがうら市立図書館条例の一部改正)

8 かすみがうら市立図書館条例(平成21年かすみがうら市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表かすみがうら市立図書館千代田分館の項中「上佐谷99

1 番地 5」を「中志筑 2 1 1 2 番地」に改める。

(かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部改正)

9 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成 2 8 年かすみがうら市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「第 1 4 号」を「第 1 0 号」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

(1) かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例(令和 6 年かすみがうら市条例第 号)

第 2 条中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 1 0 号及び第 1 1 号を削り、第 1 2 号を第 8 号とし、第 1 3 号を第 9 号とし、第 1 4 号を第 1 0 号とする。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により、使用料総額に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第 4 条第 4 項中「前項まで」を「前 3 項」に、「算出」を「算定」に、「この端数金額」を「その端数金額」に改める。

第 5 条第 3 号中「(霞ヶ浦公民館又は千代田公民館を利用する場合に限る。)」を削る。

別表働く女性の家の部を次のように改める。

霞ヶ浦コミュニティセンター	軽運動室	3 0 0 円	4 5 0 円
	コミュニティ広場 A B	8 0 0 円	1, 2 0 0 円
	コミュニティ広場 A	4 0 0 円	6 0 0 円
	コミュニティ広場 B	4 0 0 円	6 0 0 円
	集会室	1, 5 0 0 円	2, 2 5 0 円
	会議室 1 号	4 8 0 円	7 2 0 円

会議室 2 号		6 0 0 円	9 0 0 円
会議室 3 号		1 6 0 円	2 4 0 円
会議室 4 号		1 6 0 円	2 4 0 円
会議室 5 号		1 6 0 円	2 4 0 円
講座室 1 号		3 0 0 円	4 5 0 円
講座室 2 号		3 0 0 円	4 5 0 円
研修室 1 号		3 6 0 円	5 4 0 円
研修室 2 号		3 8 0 円	5 7 0 円
茶室		1 6 0 円	2 4 0 円
視聴覚室		8 2 0 円	1, 2 3 0 円
調理実習室		4 6 0 円	6 9 0 円
陶芸工作棟	陶芸室	2 6 0 円	3 9 0 円
	工作室	2 2 0 円	3 3 0 円

別表霞ヶ浦コミュニティセンターの部の次に次のように加える。

千代田コミュニティセンター	大会議室	7 9 0 円	1, 1 8 0 円
	小会議室 (A)	3 5 0 円	5 2 0 円
	小会議室 (B)	4 1 0 円	6 1 0 円
	視聴覚室	4 3 0 円	6 4 0 円
	調理室	4 0 0 円	6 0 0 円
	屋内運動場	4 0 0 円	6 0 0 円
	コミュニティスペースA	3 0 0 円	4 5 0 円
	コミュニティスペースB	3 0 0 円	4 5 0 円
	コミュニティスペースC	3 0 0 円	4 5 0 円
	コミュニティスペースD	3 0 0 円	4 5 0 円
	コミュニティスペースE	3 0 0 円	4 5 0 円

	コミュニティスペースF	300円	450円
	コミュニティスペースG	300円	450円
	コミュニティスペースH	300円	450円
下稲吉コミュニティセンター	料理実習室	200円	300円
	多目的室	940円	1,410円
	第1研修室	80円	120円
	第2研修室	80円	120円
	第3研修室	80円	120円
	集会室	120円	180円
	軽運動室	260円	390円
	講習室	220円	330円
	相談室	60円	90円
	第1会議室	80円	120円
	第2会議室	80円	120円
	第3会議室	80円	120円
下大津コミュニティステーション	大ホール	420円	630円
	会議室ABC	180円	270円
	会議室AB	120円	180円
	会議室C	60円	90円
	調理室	120円	180円
牛渡コミュニティステーション	大ホール	360円	540円
	会議室A	140円	210円
	会議室B	140円	210円
	調理室	100円	150円
安飾コミュニティ	大ホール	390円	580円

ティステーション	会議室A	140円	210円
	会議室B	130円	190円
	会議室C	100円	150円
	調理室	130円	190円
志士庫コミュニティステーション	会議室A	910円	1,360円
	会議室B	630円	940円
	会議室C	430円	640円
志士庫第2コミュニティステーション	大ホール	420円	630円
	和室	160円	240円
	調理室	100円	150円

別表あじさい館の部、福祉館の部、霞ヶ浦公民館の部、千代田公民館の部及び千代田講堂の部を削り、同表備考中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別表（第8条関係）

霞ヶ浦コミュニティセンタートレーニング室使用料

使用区分		使用料
市内居住者	65歳以上の者、義務教育課程修了前の者又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳を有する者	無料
	上記以外の者	1人につき200円
市内居住者でない者		1人につき520円

霞ヶ浦コミュニティセンター浴室使用料

使用区分		使用料
市内居住者	65歳以上の者、義務教育課程修了前の者又は身体障害者手帳、精神障害者保健	無料

	福祉手帳若しくは療育手帳を有する者	
	上記以外の者	1人につき200円
市内居住者でない者		1人につき520円

霞ヶ浦コミュニティセンターカラオケ使用料

使用区分	使用料
一律	1曲につき100円

議案第 7 号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行
に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(かすみがうら市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市水道事業給水条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第
1 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条及び第 3 4 条第 2 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め
る。

(かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管
理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技
術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 5 年かすみがうら市条例第 1 2 号）
の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 8 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例

(かすみがうら市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市監査委員条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 2 1
号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」
に改める。

(かすみがうら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 2 条 かすみがうら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2
年かすみがうら市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 3 条の 2 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」に、「第
2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

(かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)
第3条 かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第9号

かすみがうら市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

かすみがうら市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市役所の位置を定める条例（平成17年かすみがうら市条例第
1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（3） かすみがうら市中央庁舎 かすみがうら市下稲吉2633番地19

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第10号

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第
46号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6級の項職務の内容の欄を次のように改める。

課長及び企画監の職務
教育委員会事務局の課長の職務
議会事務局の課長の職務
監査委員事務局長の職務

別表第1の5級の項中「議会事務局の事務局長補佐」を「議会事務局の課長
補佐」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 11 号

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 29 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例

(かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例(平成 21 年かすみがうら市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「建設して設置」の次に「又は建物の用途を変更して事務所等として使用」を加え、同条第 8 項を削る。

第 4 条第 3 項を削る。

第5条中「次の各号に掲げる」を「その年の1月1日現在における特例資産及び特定業務資産（以下「特例資産等」という。）に関する」に改め、同条各号を削る。

附則第2条中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

（かすみがうら市企業立地促進条例の一部改正）

第2条 かすみがうら市企業立地促進条例（平成21年かすみがうら市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

- （4） 設備投資額及び敷地整備等額 企業の立地に必要な土地並びに償却資産の取得に要する経費及び企業の立地に必要な土地並びに構築物の整備に要する経費で規則で定める額をいう。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第3条第1項第1号中「設備投資助成金」を「設備投資及び敷地整備等助成金」に改め、同項第3号を削り、同条第2項中「設備投資助成金」を「設備投資及び敷地整備等助成金」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、新規雇用従業員の数は、助成金の額の決定の日から分割交付する期間において3人を下回らないこととする。

第3条第4項を削る。

第4条第1号を次のように改める。

- （1） 設備投資及び敷地整備等助成金 設備投資額及び敷地整備等額（消費税を除く。）に100分の10を乗じて得た額とし、1億5千万円を限度とする。ただし、本社機能移転の場合は、設備投資額及び敷地整備等額に100分の20を乗じて得た額とし、3億円を限度とする。

第4条第3号を削る。

第5条中「第7号」を「第6号」に改め、同条第3号中「設備投資額」の次に「及び敷地整備等額」を加え、同条第4号中「敷地整備・インフラ整備工事」を「設備投資及び敷地整備等工事」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行し、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前のかすみがうら市企業立地促進条例第6条の規定による指定を受けたものについては、なお従前の例による。

議案第12号

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号に次のただし書を加える。

ただし、65歳以上75歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の規定による認定を受けたものに限る。

第2条第5号ア中「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号イからウまでの規定中「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号エ中「3級」の次に「又は4級」

を加え、「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号カ中「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号キ中「に基づく精神障害者保健福祉手帳を交付された者のうち、障害程度が1級の者（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を「第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項（以下「政令第6条第3項」という。）の1級に該当する者」に改め、同号に次のように加える。

ク 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第6条第3項の2級に該当する者

ケ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者で、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第6条第3項の2級に該当する者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

議案第13号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
かすみがうら市国民健康保険税条例（平成17年かすみがうら市条例第10
1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.0」を「100分の7.2」に改める。

第7条中「100分の2.5」を「100分の3.4」に改める。

第11条中「100分の2.1」を「100分の2.8」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、令
和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分まで
の国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第14号

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

関する基準を定める条例（平成26年かすみがうら市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「しなければならない」を「するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

（かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年かすみがうら市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第36条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情

報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第15号

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例

かすみがうら市介護保険条例（平成18年かすみがうら市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「31,200円」を「30,500円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「46,800円」を「46,000円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「46,800円」を「46,300円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に、「56,100円」を「60,400円」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に、「62,400円」を「67,200円」に改め、同項第6号から第11号までを次のように改める。

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 80,600円

- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 87,300円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 100,800円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 114,200円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 127,600円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 141,100円

第4条第1項に次の2号を加える。

- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 154,500円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 161,200円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,720円」を「19,150円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,720円」を「19,150円」に、「31,200円」を「32,590円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,720円」を「19,150円」に、「43,680円」を「46,030円」に改める。

第6条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は」を「、」に改め、「第9号ロ」の次に「、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」を加え、「令第39条第1項第1号から第9号まで」を「同項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例第4条及び第6条第3項の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第16号

かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例

かすみがうら市漁港管理条例(平成17年かすみがうら市条例第120号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第17号

かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について

かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例

かすみがうら市敬老祝金給付条例（平成17年かすみがうら市条例第96号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号

令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）

令和5年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ271,639千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,161,697千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		32,860	△1,907	30,953
	1 地方特例交付金	32,860	△1,907	30,953
11 地方交付税		4,000,000	308,242	4,308,242
	1 地方交付税	4,000,000	308,242	4,308,242
15 国庫支出金		3,421,358	6,502	3,427,860
	1 国庫負担金	2,110,756	△16,924	2,093,832
	2 国庫補助金	1,300,232	23,426	1,323,658
16 県支出金		1,394,303	△36,113	1,358,190
	1 県負担金	801,211	△7,796	793,415
	2 県補助金	417,167	△9,327	407,840
	3 県委託金	71,596	△314	71,282
	4 県交付金	104,329	△18,676	85,653
18 寄附金		122,001	4,700	126,701
	1 寄附金	122,001	4,700	126,701
19 繰入金		955,531	△10,375	945,156
	1 基金繰入金	955,528	△58,266	897,262
	2 特別会計繰入金	3	47,891	47,894
20 繰越金		603,257	70,127	673,384
	1 繰越金	603,257	70,127	673,384
21 諸収入		370,611	△3,816	366,795
	5 雑入	328,036	△3,816	324,220
22 市債		1,667,200	△65,721	1,601,479

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 市 債	1,667,200	△65,721	1,601,479
歳 入	合 計	19,890,058	271,639	20,161,697

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		141,868	△1,128	140,740
	1 議 会 費	141,868	△1,128	140,740
2 総 務 費		2,192,767	62,626	2,255,393
	1 総 務 管 理 費	1,873,587	64,944	1,938,531
	2 徴 税 費	220,622	△2,978	217,644
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	92,747	660	93,407
3 民 生 費		7,097,235	△39,674	7,057,561
	1 社 会 福 祉 費	4,026,047	△24,258	4,001,789
	2 児 童 福 祉 費	2,379,860	△36,318	2,343,542
	3 生 活 保 護 費	691,328	20,902	712,230
4 衛 生 費		1,403,199	△107,441	1,295,758
	1 保 健 衛 生 費	1,403,199	△107,441	1,295,758
6 農 林 水 産 業 費		784,670	△38,941	745,729
	1 農 業 費	758,023	△38,941	719,082
7 商 工 費		492,334	△6,166	486,168
	1 商 工 費	492,334	△6,166	486,168
8 土 木 費		1,881,489	562,161	2,443,650
	2 道 路 橋 梁 費	858,951	△76,280	782,671
	3 河 川 費	22,303	0	22,303
	4 都 市 計 画 費	878,593	638,441	1,517,034
9 消 防 費		932,177	△11,103	921,074
	1 消 防 費	932,177	△11,103	921,074

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		2,812,530	△131,410	2,681,120
	1 教 育 総 務 費	274,173	△4,800	269,373
	2 小 学 校 費	635,861	△32,160	603,701
	3 中 学 校 費	1,438,825	△94,450	1,344,375
11 災 害 復 旧 費		57,220	△1,400	55,820
	6 その他公共施設・公用施設災害復旧費	9,218	△1,400	7,818
12 公 債 費		2,001,892	△15,885	1,986,007
	1 公 債 費	2,001,892	△15,885	1,986,007
歳 出 合 計		19,890,058	271,639	20,161,697

第 2 表 繰越明許費

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	自治振興に要する経費	77,515
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務に要する経費	5,654
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務に要する経費	5,500
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費	7,381
4 衛生費	1 保健衛生費	一般廃棄物処理に要する経費	12,944
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良助成に要する経費	3,364
6 農林水産業費	1 農業費	県単土地改良に要する経費	20,325
8 土木費	2 道路橋梁費	市道整備に要する経費	241,917
8 土木費	2 道路橋梁費	(仮称)千代田PAスマートIC関連事業に要する経費	46,000
8 土木費	3 河川費	河川維持管理に要する経費	5,000
10 教育費	2 小学校費	小学校給食管理運営に要する経費	558
10 教育費	3 中学校費	中学校給食管理運営に要する経費	1,031
10 教育費	5 保健体育費	わかぐり運動公園管理運営に要する経費	3,135
11 災害復旧費	4 公共土木施設災害復旧費	道路橋梁災害復旧に要する経費	18,819
合 計			449,143

第 3 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

補正前					補正後			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
やまゆり保育所空調整備事業債	10,200	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	8,400	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
霞台厚生施設組合周辺整備等事業債	30,900				18,900			
市道整備事業債	332,000				335,100			
中根川緊急浚渫推進事業債	7,900				8,700			
消防水利整備事業債	17,400				15,700			
発令判断支援システム整備事業債	49,500				46,900			
臨時財政対策債	150,000				98,479			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,692,708	0	5,692,708
2 地 方 譲 与 税	230,384	0	230,384
3 利 子 割 交 付 金	2,493	0	2,493
4 配 当 割 交 付 金	34,064	0	34,064
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,414	0	22,414
6 法 人 事 業 税 交 付 金	77,000	0	77,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	988,876	0	988,876
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	123,000	0	123,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000	0	20,000
10 地 方 特 例 交 付 金	32,860	△1,907	30,953
11 地 方 交 付 税	4,000,000	308,242	4,308,242
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,882	0	5,882
13 分 担 金 及 び 負 担 金	59,041	0	59,041
14 使 用 料 及 び 手 数 料	48,900	0	48,900
15 国 庫 支 出 金	3,421,358	6,502	3,427,860
16 県 支 出 金	1,394,303	△36,113	1,358,190
17 財 産 収 入	18,175	0	18,175
18 寄 附 金	122,001	4,700	126,701
19 繰 入 金	955,531	△10,375	945,156
20 繰 越 金	603,257	70,127	673,384
21 諸 収 入	370,611	△3,816	366,795

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1,667,200	△65,721	1,601,479
歳 入 合 計	19,890,058	271,639	20,161,697

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 議 会 費	141,868	△1,128	140,740				△1,128	
2 総 務 費	2,192,767	62,626	2,255,393	2,288		200	60,138	
3 民 生 費	7,097,235	△39,674	7,057,561	36,875	△1,800		△74,749	
4 衛 生 費	1,403,199	△107,441	1,295,758	△3,129	△12,000		△92,312	
5 労 働 費	42,677	0	42,677					
6 農 林 水 産 業 費	784,670	△38,941	745,729	△28,317			△10,624	
7 商 工 費	492,334	△6,166	486,168			3,000	△9,166	
8 土 木 費	1,881,489	562,161	2,443,650	△40,733	3,900		598,994	
9 消 防 費	932,177	△11,103	921,074		△4,300	△3,816	△2,987	
10 教 育 費	2,812,530	△131,410	2,681,120			1,500	△132,910	
11 災 害 復 旧 費	57,220	△1,400	55,820				△1,400	
12 公 債 費	2,001,892	△15,885	1,986,007				△15,885	
13 予 備 費	50,000	0	50,000					
歳 出 合 計	19,890,058	271,639	20,161,697	△33,016	△14,200	884	317,971	

2 歳 入

(款) 10 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1地方特例交付金	32,860	△1,907	30,953	1 地方特例交付金	△1,907	地方特例交付金
計	32,860	△1,907	30,953			

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1地方交付税	4,000,000	308,242	4,308,242	1 地方交付税	308,242	普通交付税 239,461 特別交付税 67,845 震災復興特別交付税 936
計	4,000,000	308,242	4,308,242			

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1民生費国庫負担金	1,947,696	△16,924	1,930,772	1 社会福祉費負担金	247	障害者自立支援給付費負担金
				2 児童福祉費負担金	△14,912	児童手当交付金 △26,707 子どものための教育・保育給付費負担金 11,795
				3 児童扶養手当給付費負担金	△3,506	児童扶養手当給付費負担金
				4 生活保護費負担金	3,405	生活保護費負担金
				5 国民健康保険事業費負担金	△2,158	保険基盤安定負担金
計	2,110,756	△16,924	2,093,832			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1総務費国庫補助金	691,259	67,288	758,547	1 総務費補助金	67,288	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (総務省) 660
						新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 15,972
						社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (法務省) 1,628
						物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 49,028
3衛生費国庫補助金	141,675	△3,129	138,546	1 保健衛生費補助金	△3,129	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金
5土木費国庫補助金	49,450	5,449	54,899	1 土木費国庫補助金	5,449	道路更新防災等対策事業補助金 △2,851

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(5土木費国庫補助金)						ICアクセス道路補助金 8,300
7社会資本整備 総合交付金	210,113	△46,182	163,931	1社会資本整備 総合交付金	△46,182	防災安全社会資本整備交付金
計	1,300,232	23,426	1,323,658			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1民生費県負担金	801,211	△7,796	793,415	2 児童福祉費負担金	△150	児童手当交付金 △6,047 子どものための教育・保育給付費負担金 5,897
				4 国民健康保険 事業費負担金	△7,055	保険基盤安定負担金
				5 後期高齢者医療 事業費負担金	△591	後期高齢者保険基盤安定負担金
計	801,211	△7,796	793,415			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

4農林水産業費 県補助金	81,865	△9,327	72,538	1 農業費補助金	△9,327	県単土地改良事業補助金 786
						経営所得安定対策等推進事業費補助金 △1,151
						鳥獣被害防止総合対策補助金 △720
						鳥獣被害防止促進補助金 △742
						経営発展支援事業補助金 △7,500
計	417,167	△9,327	407,840			

(款) 16 県支出金

(項) 3 県委託金

3農林水産業費 県委託金	320	△314	6	1 農業費委託金	△314	家畜伝染病予防事業委託金
計	71,596	△314	71,282			

(款) 16 県支出金

(項) 4 県交付金

2農林水産業費 県交付金	98,955	△18,676	80,279	1 農業費交付金	△18,676	多面的機能支払事業費
計	104,329	△18,676	85,653			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 寄附金	122,001	4,700	126,701	1 寄附金	4,700	ふるさと応援寄附金(企業版)
計	122,001	4,700	126,701			

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	430,968	207,473	638,441	1 財政調整基金繰入金	207,473	財政調整基金
2 減債基金繰入金	300,000	△265,739	34,261	1 減債基金繰入金	△265,739	市債元金償還金
計	955,528	△58,266	897,262			

(款) 19 繰入金

(項) 2 特別会計繰入金

2 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	11,249	11,250	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	11,249	後期高齢者医療特別会計繰入金
3 介護保険特別会計繰入金	1	36,642	36,643	1 介護保険特別会計繰入金	36,642	介護保険特別会計繰入金
計	3	47,891	47,894			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	603,257	70,127	673,384	1 繰越金	70,127	前年度繰越金
計	603,257	70,127	673,384			

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

7 雑入	291,006	△3,816	287,190	1 雑入	△3,816	消防団員退職報償金
計	328,036	△3,816	324,220			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

1 民生債	10,200	△1,800	8,400	1 公立保育所空調整備事業債	△1,800	やまゆり保育所空調整備事業債
2 衛生債	35,100	△12,000	23,100	1 霞台厚生施設整備事業債	△12,000	霞台厚生施設組合周辺整備等事業債
3 土木債	339,900	3,900	343,800	1 道路整備事業債	3,100	市道整備事業債

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(3土 木 債)				2 緊急浚渫推進事業債	800	中根川緊急浚渫推進事業債
4消 防 債	109,400	△4,300	105,100	1 防災基盤整備事業債	△4,300	消防水利整備事業債 △1,700 発令判断支援システム更新事業債 △2,600
6臨時財政対策債	150,000	△51,521	98,479	1 臨時財政対策債	△51,521	臨時財政対策債
計	1,667,200	△65,721	1,601,479			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財 一般源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	141,868	△1,128	140,740				△1,128	3 職員 手当等	△1,128	02 市議会運営事業 0201 市議会運営に要する経費 3 議員期末手当	△1,128 △1,128 △1,128
計	141,868	△1,128	140,740				△1,128				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理 費	938,862	34,599	973,461				34,599	1 報酬	△5,330	01 職員等人件費	43,563
								3 職員 手当等	41,980	0101 職員等人件費	43,563
										3 退職手当特別負担金	43,563
								4 共済費	△1,074	02 秘書業務事業	△600
								8 旅費	△377	0202 市長・副市長秘書業務に要す る経費	△600
								9 交際費	△600	9 市長交際費	△510
		9 副市長交際費	△90								
		03 広報事業	△1,374								
		0301 広報に要する経費	△1,374								
		1 会計年度任用職員（事務補 助）報酬	△930								
		3 会計年度任用職員期末手当	△183								
		4 会計年度任用職員厚生年金 保険料	△121								
		4 会計年度任用職員共済短期 給付負担金	△63								
		8 会計年度任用職員費用弁償	△77								
		04 人事管理事業	△6,990								
		0401 人事管理に要する経費	△6,990								
		1 会計年度任用職員（事務補 助）報酬	△4,400								
		3 会計年度任用職員期末手当	△1,400								
		4 会計年度任用職員厚生年金 保険料	△590								
		4 会計年度任用職員共済短期 給付負担金	△300								
		8 会計年度任用職員費用弁償	△300								
2 文書法制 費	21,939	△677	21,262				△677	10 需用費	△156	01 文書法制事業	△677
								11 役務費	△9	0101 文書法制に要する経費	△677
								12 委託料	△512	10 燃料費	△106
										10 修繕料	△50
										11 手数料	△9
										12 文書等配達業務委託	△512

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
5財産管理費	366,397	48,772	415,169				48,772	12委託料 17備品購入費 24積立金	△5,084 △562 54,418	02 庁舎等財産管理事業 △5,646 0201 千代田庁舎管理に要する経費 △2,441 12 庁舎等清掃管理委託 △600 12 施設警備委託 △1,279 17 公用車 △562 0203 旧小学校施設管理に要する経費 △611 12 草刈作業委託 △400 12 施設警備委託 △211 0204 行政機能移転に要する経費 △2,594 12 庁舎機能移転設計業務委託 △2,594 06 基金運用事業 54,418 0601 基金運用益等の積立に要する経費 54,418 24 減債基金積立金 54,418
6企画費	13,846	0	13,846			200	△200			01 企画調整事業 0101 企画調整に要する経費 (財源振替)
8生活安全対策費	50,963	△5,000	45,963				△5,000	10 需用費	△5,000	01 生活安全対策事業 △5,000 0101 交通安全対策に要する経費 △5,000 10 光熱水費 △4,000 10 修繕料 △1,000
9地域振興費	251,600	△12,750	238,850				△12,750	18 負担金、補助及び交付金	△12,750	01 自治振興事業 △12,750 0101 自治振興に要する経費 △12,750 18 地域集会施設整備費補助金 △12,750
計	1,873,587	64,944	1,938,531			200	64,744			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

2賦課費	59,212	△2,978	56,234				△2,978	1 報酬	△1,867	01 市税賦課事務事業 △2,978 0101 市税賦課事務に要する経費 △2,978 1 会計年度任用職員(事務補助)報酬 △1,867 3 会計年度任用職員期末手当 △368 4 会計年度任用職員厚生年金保険料 △397 4 会計年度任用職員共済短期給付負担金 △197 8 会計年度任用職員費用弁償 △149
								3 職員手当等	△368	
								4 共済費	△594	
								8 旅費	△149	
計	220,622	△2,978	217,644				△2,978			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財 一般源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 戸籍住民基本台帳費	92,747	660	93,407	2,288			△1,628	12 委託料	660	02 戸籍住民基本台帳等事業 0201 戸籍事務に要する経費 (財源振替) 0202 住民基本台帳事務に要する経費 12 住民基本台帳システム改修委託	660 660 660
計	92,747	660	93,407	2,288			△1,628				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	853,072	△16,740	836,332	65,000			△81,740	18 負担金、補助及び交付金	△16,740	02 社会福祉事業 0207 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（住民税非課税世帯等）に要する経費 18 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 0208 エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金に要する経費 (財源振替)	△16,740 △16,740
2 障害者福祉費	1,245,514	7,850	1,253,364	247			7,603	12 委託料 22 償還金、利子及び割引料	550 7,300	01 障害者対策事業 0103 障害者自立支援に要する経費 12 障害者自立支援給付審査支払等システム改修業務委託 22 国庫負担金等超過交付返還金	7,850 7,850 550 7,300
3 老人福祉費	65,724	△1,200	64,524				△1,200	1 報酬	△1,200	01 高齢者対策事業 0102 長寿社会づくりに要する経費 1 会計年度任用職員（事務補助）報酬	△1,200 △1,200 △1,200
6 医療福祉費	328,503	△2,000	326,503				△2,000	19 扶助費	△2,000	01 医療福祉事業 0102 医療福祉に要する経費（市単独） 19 入院・外来自己負担金	△2,000 △2,000 △2,000
7 国民健康保険費	334,676	△12,613	322,063	△9,213			△3,400	27 繰出金	△12,613	01 国民健康保険事業 0101 国民健康保険特別会計繰出に要する経費 27 国民健康保険特別会計繰出金	△12,613 △12,613 △12,613

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財 一般源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
8 後期高齢者医療費	603,566	445	604,011	△591			1,036	12 委託料 18 負担金、補助及び交付金 27 繰出金	1,073 160 △788	01 後期高齢者医療事業 0101 後期高齢者保健に要する経費 12 後期高齢者健診事業委託 18 人間ドック等補助金 0102 後期高齢者医療保険特別会計繰出に要する経費 27 後期高齢者医療特別会計繰出金	445 1,233 1,073 160 △788 △788
計	4,026,047	△24,258	4,001,789	55,443			△79,701				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	35,535	△2,645	32,890				△2,645	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費	△1,727 △537 △381	01 子ども・子育て支援事業 0101 家庭児童相談に要する経費 1 会計年度任用職員（家庭児童相談員等）報酬 3 会計年度任用職員期末手当 4 会計年度任用職員厚生年金保険料	△2,645 △2,645 △1,727 △537 △381
2 児童措置費	736,251	△49,316	686,935	△36,260			△13,056	19 扶助費	△49,316	01 児童措置事業 0101 児童扶養手当支給に要する経費 19 児童扶養手当 0102 児童手当支給に要する経費 19 児童手当	△49,316 △10,516 △10,516 △38,800 △38,800
3 保育所費	344,349	△12,536	331,813		△1,800		△10,736	1 報酬 10 需用費 14 工事請負費	△5,303 △6,011 △1,222	02 保育所維持管理事業 0202 第一保育所管理運営に要する経費 1 会計年度任用職員（保育士等）報酬 10 給食費 0203 やまゆり保育所管理運営に要する経費 1 会計年度任用職員（保育士等）報酬 10 光熱水費 14 保育室空調機更新工事 0204 わかぐり保育所管理運営に要する経費 1 会計年度任用職員（保育士等）報酬	△12,536 △2,400 △1,400 △1,000 △4,236 △1,003 △2,011 △1,222 △5,900 △2,900

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
(3保育所費)									10 光熱水費 10 給食費	△1,000 △2,000	
4 児童福祉施設費	1,017,512	28,179	1,045,691	17,692			10,487	12 委託料 22 償還金、利子及び割引料	23,590 4,589	01 児童福祉施設維持管理事業 0101 民間保育所に要する経費 12 民間保育所入所委託 12 広域入所(民間)委託 22 国庫補助金等返還金	28,179 28,179 20,013 3,577 4,589
計	2,379,860	△36,318	2,343,542	△18,568	△1,800		△15,950				

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護総務費	92,030	20,902	112,932				20,902	22 償還金、利子及び割引料	20,902	02 生活保護等事業 0201 生活保護等総務事務に要する経費 22 国庫負担金等超過交付返還金	20,902 20,902 20,902
計	691,328	20,902	712,230				20,902				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	408,165	△3,129	405,036	△3,129				7 報償費	△847	02 地域保健推進事業 0205 新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費 7 ワクチン接種謝礼 11 通信運搬費 13 集団接種会場使用料	△3,129 △3,129 △847 △1,300 △982
								11 役務費	△1,300		
								13 使用料及び賃借料	△982		
2 予防費	105,554	△10,754	94,800				△10,754	12 委託料	△10,086	01 感染症等対策事業 0102 法定予防接種に要する経費 12 予防接種委託 19 予防接種費 0103 任意予防接種に要する経費 12 予防接種委託	△10,754 △7,668 △7,000 △668 △3,086 △3,086
								19 扶助費	△668		
3 保健事業費	45,941	△4,259	41,682				△4,259	12 委託料	△4,259	01 健康づくり推進事業 0102 各種検診に要する経費 12 胃がん検診委託 12 肝炎ウイルス検診委託 12 子宮がん検診委託 12 成人健診委託 12 乳がん検診委託 12 肺がん・結核検診委託	△4,259 △4,259 △1,450 △79 △590 △280 △1,600 △260
4 母子保健事業費	81,192	△4,900	76,292				△4,900	12 委託料	△1,400	01 母子保健推進事業 0101 母子保健に要する経費	△4,900 △1,400

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債					その他
(4) 母子保健事業費							18 負担金、補助及び交付金	△3,500	12 妊婦・乳児健診委託 0102 不妊治療費助成に要する経費 △1,400 18 不妊治療費補助金 △3,500 △3,500	
6 保健衛生対策費	279,356	△1,975	277,381				△1,975	18 負担金、補助及び交付金	△1,975	02 保健衛生広域事業 △1,975 0201 火葬場運営に要する経費 △1,975 18 石岡地方斎場組合負担金 △1,975
7 環境保全対策費	415,757	△82,424	333,333		△12,000		△70,424	1 報酬	△1,200	01 環境保全事業 △1,000
								4 共済費	△500	0102 環境保全推進に要する経費 △1,000
								12 委託料	△3,100	12 特定外来生物等処分業務委託
								18 負担金、補助及び交付金	△77,624	△1,000
									02 水質保全対策事業 △30,485 0201 浄化槽設置整備に要する経費 △30,485 18 浄化槽等設置事業費補助金 △30,485	
									03 廃棄物対策事業 △50,939 0301 不法投棄対策に要する経費 △1,700 1 会計年度任用職員(環境保全監視員)報酬 △1,200 4 会計年度任用職員厚生年金保険料 △500	
									0302 一般廃棄物処理に要する経費 △48,889 12 プラスチック製容器包装処理業務委託 △2,100 18 霞台厚生施設組合負担金 △46,789	
									0303 リサイクル推進に要する経費 △350 18 資源物回収事業補助金 △350	
計	1,403,199	△107,441	1,295,758	△3,129	△12,000		△92,312			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

3 農業振興費	56,256	△11,058	45,198	△9,276			△1,782	7 報償費	△1,370	01 農業振興事業 △8,440
								12 委託料	△304	0101 農業振興に要する経費 △7,500
								18 負担金、補助及び交付金	△9,384	18 経営発展支援事業補助金 △7,500 0103 畜産振興に要する経費 △940 18 家畜防疫予防事業推進補助金 △940
									02 有害鳥獣対策事業 △2,618 0201 有害鳥獣対策に要する経費 △2,618 7 鳥獣駆除謝礼 △348 7 有害鳥獣捕獲処理謝礼 △1,022	

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
(3 農業振興費)									12 有害鳥獣捕獲事業委託 18 鳥獣被害防止施設整備支援事業補助金	△304 △944	
4 農地利用対策費	27,373	△1,151	26,222	△1,151				18 負担金、補助及び交付金	△1,151	01 農地利用促進事業 0101 米政策推進に要する経費 18 経営所得安定対策等推進事務費補助金	△1,151 △1,151 △1,151
5 土地改良費	226,134	△26,732	199,402	△17,890			△8,842	12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	△1,271 △25,461	01 土地改良事業 0101 土地改良整備支援に要する経費 18 小規模土地改良事業補助金 0104 農地維持・資源向上対策に要する経費 18 農地維持・資源向上対策交付金 0105 県単土地改良に要する経費 12 排水路整備実施設計等業務委託	△26,732 △560 △560 △24,901 △24,901 △1,271 △1,271
計	758,023	△38,941	719,082	△28,317			△10,624				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興費	287,060	△8,228	278,832				△8,228	12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	△1,000 △7,228	01 商工振興事業 0101 商工振興に要する経費 12 地域力創造推進プロジェクト運営業務委託 18 地域活性化起業人企業負担金 18 一般貨物自動車運送事業原油価格高騰対策交付金 03 企業立地促進事業 0301 企業立地促進に要する経費 18 企業立地促進助成金	△7,400 △7,400 △1,000 △2,800 △3,600 △828 △828 △828
4 観光施設費	97,897	2,062	99,959				2,062	12 委託料	2,062	01 観光施設等管理運営事業 0101 雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費 12 指定管理者委託（光熱水費超過分） 0103 交流センター管理運営に要する経費	2,062 729 729 739

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(4 観光施設費)									12 指定管理者委託 (光熱水費超過分) 739 0104 水族館管理運営に要する経費 594 12 指定管理者委託 (光熱水費超過分) 594	
5 観光交流費	49,175	0	49,175			3,000	△3,000		01 観光交流促進事業 0102 観光サイクリングに要する経費 (財源振替)	
計	492,334	△6,166	486,168			3,000	△9,166			

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

1 道路橋梁維持費	166,431	△3,880	162,551	△2,851			△1,029	12 委託料 △1,280 14 工事請負費 △2,600	01 道路維持管理事業 △3,880 0101 道路維持管理に要する経費 △3,880 12 橋梁長寿命化点検委託 △1,280 14 道路改修工事 △2,600
2 道路橋梁新設改良費	692,520	△72,400	620,120	△37,882	3,100		△37,618	14 工事請負費 △40,000 16 公有財産購入費 △12,400 21 補償、補填及び賠償金 △20,000	01 市道整備事業 △72,400 0101 市道整備に要する経費 △72,400 14 道路改良工事 △31,000 14 道路舗装新設工事 △2,000 14 道路排水整備工事 △7,000 16 道路敷取得費 △12,400 21 物件等補償 △20,000 0102 (仮称)千代田P AスマートIC関連事業に要する経費 (財源振替)
計	858,951	△76,280	782,671	△40,733	3,100		△38,647		

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

1 河川改良費	22,303	0	22,303		800		△800		01 河川維持管理事業 0101 河川維持管理に要する経費 (財源振替)
計	22,303	0	22,303		800		△800		

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

2 都市計画推進費	742,474	638,441	1,380,915				638,441	22 償還金、利子及び割引料 638,441	01 都市計画推進事業 638,441 0101 都市計画調整に要する経費 638,441 22 国庫補助金等返還金 638,441
計	878,593	638,441	1,517,034				638,441		

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源		一般財源	区分	金額			
				国県支出金	地方債					その他	
1 常備消防費	702,955	△823	702,132				△823	13 使用料及び賃借料 17 備品購入費	△635 △188	02 常備消防事業 0201 常備消防に要する経費 13 土地借上料 17 消防用備品	△823 △823 △635 △188
2 非常備消防費	72,369	△5,750	66,619			△3,816	△1,934	1 報酬 7 報償費 18 負担金、補助及び交付金	△1,569 △3,816 △365	01 消防団運営事業 0101 消防団運営に要する経費 1 団員報酬 7 消防団員退職報償金 18 茨城県消防協会理事研修負担金 18 消防団員公務災害補償負担金 18 消防団員福祉共済掛金	△5,750 △5,750 △1,569 △3,816 △100 △136 △129
3 消防施設費	72,854	△2,043	70,811		△1,700		△343	12 委託料 14 工事請負費 17 備品購入費	△116 △1,593 △334	01 消防施設整備事業 0101 消防車両整備に要する経費 17 消防団用ポンプ自動車 0102 消防水利整備に要する経費 12 防火水槽設計委託 14 消火栓新設工事 14 防火水槽新設工事	△2,043 △334 △334 △1,709 △116 △422 △1,171
4 災害対策費	83,999	△2,487	81,512		△2,600		113	12 委託料	△2,487	02 防災・災害対策事業 0201 災害対策に要する経費 12 発令判断支援システム改修業務委託	△2,487 △2,487 △2,487
計	932,177	△11,103	921,074		△4,300	△3,816	△2,987				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	107,963	△3,300	104,663				△3,300	12 委託料 13 使用料及び賃借料	△300 △3,000	02 教育委員会事務局運営事業 0201 教育委員会事務局運営に要する経費 12 教育委員会バス運行委託 13 バス借上料	△3,300 △3,300 △300 △3,000
3 一般管理費	78,025	△1,200	76,825				△1,200	1 報酬 3 職員手当等	△1,000 △200	02 教育支援事業 0203 学校支援員設置に要する経費 1 会計年度任用職員(学校支援員)報酬 3 会計年度任用職員期末手当	△1,200 △1,200 △1,000 △200
4 教育振興対策費	85,404	△300	85,104				△300	1 報酬	△300	01 教育振興対策事業 0104 学校統合推進に要する経費	△300 △300

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(4教育振興対策費)									1 会計年度任用職員（TT非常勤講師）報酬 △300	
計	274,173	△4,800	269,373				△4,800			

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1 小学校管理費	635,861	△32,160	603,701			1,000	△33,160	10 需用費	△5,000	02 小学校管理運営事業 0201 小学校管理運営に要する経費 11 電話料 12 小学校スクールバス運行委託 12 スクールバス乗降管理システム導入業務委託 13 スクールバス乗降管理システム使用料 0204 小学校コンピューター管理に要する経費 17 G I G Aスクール対応タブレットPC 17 大型提示装置 03 小学校施設維持管理事業 0301 小学校施設維持管理に要する経費 10 光熱水費 11 電話料 11 手数料 12 空調機点検業務委託	△25,260
								11 役務費	△1,690		△22,570
								12 委託料	△22,330		△1,000
								13 使用料及び賃借料	△450		△16,742
								17 備品購入費	△2,690		△4,378
											△450
計	635,861	△32,160	603,701			1,000	△33,160				

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1 中学校管理費	1,438,825	△94,450	1,344,375			500	△94,950	1 報酬	△500	01 生徒支援事業 0102 中学校生徒安全推進に要する経費 18 通学用自転車購入費等助成金 0104 中学校部活動支援に要する経費 1 会計年度任用職員（部活動指導員）報酬 18 中学校部活動補助金 02 中学校管理運営事業	△7,200
								11 役務費	△590		△2,590
								12 委託料	△3,160		△2,590
								14 工事請負費	△81,260		△4,610
								17 備品購入費	△2,240		△500
								18 負担金、補助及び交付金	△6,700		△4,110
計	1,438,825	△94,450	1,344,375			500	△94,950				△2,060

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(1) 中学校管理費									0201 中学校管理運営に要する経費 △510 12 スクールバス乗降管理システム導入業務委託 △510 0204 中学校コンピューター管理に要する経費 △1,550 17 G I G Aスクール対応タブレットPC △1,188 17 大型提示装置 △362 03 中学校施設維持管理事業 △970 0301 中学校施設維持管理に要する経費 △970 12 空調機点検業務委託 △970 04 中学校施設整備事業 △84,220 0401 中学校施設整備に要する経費 △2,940 12 中学校屋内運動場空調設備工事設計業務委託 △1,680 14 霞ヶ浦中学校高圧引込ケーブル及びP A S更新工事 △1,260 0402 下稻吉中学校施設整備に要する経費 △81,280 11 手数料 △590 14 下稻吉中学校屋内運動場整備工事 △80,000 17 学校管理用備品 △690	
計	1,438,825	△94,450	1,344,375			500	△94,950			

(款) 11 災害復旧費

(項) 6 その他公共施設・公用施設災害復旧費

2 観光施設災害復旧費	9,218	△1,400	7,818				△1,400	14 工事請負費	△1,400	01 観光施設災害復旧費 △1,400 0101 観光施設災害復旧に要する経費 △1,400 14 雪入ふれあいの里公園災害復旧工事 △1,400
計	9,218	△1,400	7,818				△1,400			

(款) 12 公債費

(項) 1 公債費

2 利子	95,763	△15,885	79,878				△15,885	22 償還金、利子及び割引料	△15,885	01 市債償還事業(利子) △15,885 0101 市債償還に要する経費(利子) △15,885 22 地方債利子 △15,885
計	2,001,892	△15,885	1,986,007				△15,885			

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費					共済費	合計		
		報酬	給料	期末手当	年間支給率 (月分)	その他の 手当			計	
補正後	長等	3		23,004	8,028	(3.35)	3,484	34,516	6,477	40,993
	議員	16	52,620		15,766	(3.35)		68,386	16,538	84,924
	その他の特別職	856	58,162					58,162	397	58,559
	計	875	110,782	23,004	23,794		3,484	161,064	23,412	184,476
補正前	長等	3		23,004	8,028	(3.35)	3,484	34,516	6,477	40,993
	議員	16	52,620		16,894	(3.35)		69,514	16,538	86,052
	その他の特別職	899	59,731					59,731	397	60,128
	計	918	112,351	23,004	24,922		3,484	163,761	23,412	187,173
比較	長等									
	議員				△ 1,128			△ 1,128		△ 1,128
	その他の特別職	△ 43	△ 1,569					△ 1,569		△ 1,569
	計	△ 43	△ 1,569		△ 1,128			△ 2,697		△ 2,697

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	362 (22) 【 207】	【 279,762】	1,415,894	993,865 【 55,746】	2,409,759 【 335,508】	458,307 【 49,597】	2,868,066 【 385,105】
補正前	362 (22) 【 215】	【 298,189】	1,415,894	993,865 【 58,434】	2,409,759 【 356,623】	458,307 【 52,146】	2,868,066 【 408,769】
比較	【 △ 8】	【 △ 18,427】		【 △ 2,688】	【 △ 21,115】	【 △ 2,549】	【 △ 23,664】

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当
	補正後	45,678	309,447	258,438	19,849	26,364	51,929	4,007	51,864
	補正前	45,678	309,447	258,438	19,849	26,364	51,929	4,007	51,864
	比較								
	区分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別 勤務手当	地域手当	単身赴任手当	
補正後	2,148	25,476	6,052	187,545	3,354	1,354	360		
補正前	2,148	25,476	6,052	187,545	3,354	1,354	360		
比較									

議案第19号

令和5年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,323千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,355,750千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		778,402	△7,600	770,802
	1 国民健康保険税	778,402	△7,600	770,802
6 繰入金		466,399	△12,613	453,786
	1 一般会計繰入金	334,676	△12,613	322,063
7 繰越金		1	32,536	32,537
	1 繰越金	1	32,536	32,537
歳入合計		4,343,427	12,323	4,355,750

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 基金積立金		300	9,806	10,106
	1 基金積立金	300	9,806	10,106
8 諸支出金		5,105	2,517	7,622
	1 償還金及び還付加算金	5,103	2,517	7,620
歳出合計		4,343,427	12,323	4,355,750

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	778,402	△7,600	770,802
2 使用料及び手数料	30	0	30
3 国庫支出金	1	0	1
4 県支出金	3,085,385	0	3,085,385
5 財産収入	300	0	300
6 繰入金	466,399	△12,613	453,786
7 繰越金	1	32,536	32,537
8 諸収入	12,909	0	12,909
歳入合計	4,343,427	12,323	4,355,750

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	49,204	0	49,204				
2 保 険 給 付 費	3,027,986	0	3,027,986				
3 国民健康保険事業費納付金	1,183,360	0	1,183,360				
4 共 同 事 業 拠 出 金	1	0	1				
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
6 保 健 事 業 費	62,470	0	62,470				
7 基 金 積 立 金	300	9,806	10,106				9,806
8 諸 支 出 金	5,105	2,517	7,622				2,517
9 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	4,343,427	12,323	4,355,750				12,323

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般被保険者国民健康保険税	778,365	△7,600	770,765	1 現年課税分	△7,600	医療給付費分現年課税分
計	778,402	△7,600	770,802			

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	334,676	△12,613	322,063	1 一般会計繰入金	△12,613	保険基盤安定繰入金（支援分） △3,856 保険基盤安定繰入金（軽減分） △7,970 未就学児均等割保険税繰入金 △528 国保財政安定化支援事業分 △323 産前産後保険税繰入金 64
計	334,676	△12,613	322,063			

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	32,536	32,537	1 その他の繰越金	32,536	前年度繰越金
計	1	32,536	32,537			

3 歳 出

(款) 7 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 支 払 準 備 基 金 積 立 金	300	9,806	10,106				9,806	24 積立金	9,806	01 支払準備基金積立金に要する経費 0101 支払準備基金積立金に要する経費 24 国保支払準備基金積立金	9,806 9,806 9,806
計	300	9,806	10,106				9,806				

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

5 其 他 償 還 金	1	2,517	2,518				2,517	22 償還金、利子及び割引料	2,517	01 その他償還に要する経費 0101 その他償還に要する経費 22 国庫負担金等返還金	2,517 2,517 2,517
計	5,103	2,517	7,620				2,517				

議案第20号

令和5年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度かすみがうら市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,461千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,036,461千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		442,761	25,000	467,761
	1 後期高齢者医療保険料	442,761	25,000	467,761
3 繰入金		557,236	△788	556,448
	1 一般会計繰入金	557,236	△788	556,448
4 繰越金		1	11,249	11,250
	1 繰越金	1	11,249	11,250
歳入合計		1,001,000	35,461	1,036,461

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		994,640	24,212	1,018,852
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	994,640	24,212	1,018,852
3 諸 支 出 金		1,001	11,249	12,250
	2 繰 出 金	1	11,249	11,250
歳 出 合 計		1,001,000	35,461	1,036,461

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	442,761	25,000	467,761
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 繰入金	557,236	△788	556,448
4 繰越金	1	11,249	11,250
5 諸収入	1,001	0	1,001
歳入合計	1,001,000	35,461	1,036,461

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	4,359	0	4,359				
2 後期高齢者医療広域連合納付金	994,640	24,212	1,018,852				24,212
3 諸 支 出 金	1,001	11,249	12,250				11,249
4 予 備 費	1,000	0	1,000				
歳 出 合 計	1,001,000	35,461	1,036,461				35,461

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 普通徴収保険料	142,669	25,000	167,669	1 現年度分普通徴収 保 険 料	25,000	現年度分
計	442,761	25,000	467,761			

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

3 保険基盤安定繰入金	113,621	△788	112,833	1 保険基盤安定繰入 金	△788	保険基盤安定繰入金
計	557,236	△788	556,448			

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	1	11,249	11,250	1 繰 越 金	11,249	繰越金
計	1	11,249	11,250			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 後期高齢者医療広域連合納付金	994,640	24,212	1,018,852				24,212	18 負担金、補助及び交付金	24,212	01 後期高齢者医療広域連合納付に要する経費 24,212 0101 後期高齢者医療広域連合納付に要する経費 24,212 18 被保険者保険料等 25,000 18 保険基盤安定納付金 △788
計	994,640	24,212	1,018,852				24,212			

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計繰出金	1	11,249	11,250				11,249	27 繰出金	11,249	01 一般会計繰出に要する経費 11,249 0101 一般会計繰出に要する経費 11,249 27 一般会計繰出金 11,249
計	1	11,249	11,250				11,249			

議案第21号

令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,097千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,809,861千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		799,377	550	799,927
	2 国 庫 補 助 金	186,534	550	187,084
8 繰 越 金		8,664	71,547	80,211
	1 繰 越 金	8,664	71,547	80,211
歳 入 合 計		3,737,764	72,097	3,809,861

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		86,684	1,100	87,784
	1 総務管理費	61,877	1,100	62,977
6 基金積立金		251	34,355	34,606
	1 基金積立金	251	34,355	34,606
7 諸支出金		8,666	36,642	45,308
	3 繰出金	1	36,642	36,643
歳出合計		3,737,764	72,097	3,809,861

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	782,527	0	782,527
2 使用料及び手数料	10	0	10
3 国庫支出金	799,377	550	799,927
4 支払基金交付金	950,205	0	950,205
5 県支出金	535,980	0	535,980
6 財産収入	251	0	251
7 繰入金	643,016	0	643,016
8 繰越金	8,664	71,547	80,211
9 諸収入	9,698	0	9,698
10 介護サービス収入	8,036	0	8,036
歳入合計	3,737,764	72,097	3,809,861

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	86,684	1,100	87,784	550			550
2 保 険 給 付 費	3,497,246	0	3,497,246				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	120,770	0	120,770				
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	14,146	0	14,146				
6 基 金 積 立 金	251	34,355	34,606				34,355
7 諸 支 出 金	8,666	36,642	45,308				36,642
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,737,764	72,097	3,809,861	550			71,547

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 介護保険事業費補助金	0	550	550	1 介護保険事業費補助金	550	介護事業費補助金
計	186,534	550	187,084			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	8,664	71,547	80,211	1 繰越金	71,547	前年度繰越金
計	8,664	71,547	80,211			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	一般源		区分	金額
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	61,877	1,100	62,977	550			550	12 委託料	1,100	02 一般管理に要する経費 0201 一般管理に要する経費 12 介護保険システム改修委託	1,100 1,100 1,100
計	61,877	1,100	62,977	550			550				

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 介護給付費準備基金積立金	251	34,355	34,606				34,355	24 積立金	34,355	01 介護給付費準備基金積立に要する経費 0101 介護給付費準備基金積立に要する経費 24 介護給付費準備基金積立金	34,355 34,355 34,355
計	251	34,355	34,606				34,355				

(款) 7 諸支出金

(項) 3 繰出金

1 一般会計繰出金	1	36,642	36,643				36,642	27 繰出金	36,642	01 一般会計繰出に要する経費 0101 一般会計繰出に要する経費 27 一般会計繰出金	36,642 36,642 36,642
計	1	36,642	36,643				36,642				

議案第 28 号

財産の貸付けについて

財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

1 減額貸付けする財産

(1) 所在 かすみがうら市加茂 4 2 9 5 番 1、4 4 6 9 番 1

(2) 地積 2 1,4 2 5 平方メートル

2 減額貸付けの相手方

茨城県土浦市木田余西台 1 2 番 2 号

株式会社ヴェジスタ

代表取締役 松本 武

3 貸付期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 3 1 日まで

4 貸付料

年額 1, 2 0 0, 0 0 0 円

議案第 29 号

新市建設計画の変更について

新市建設計画の一部を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第 5 条第 7 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

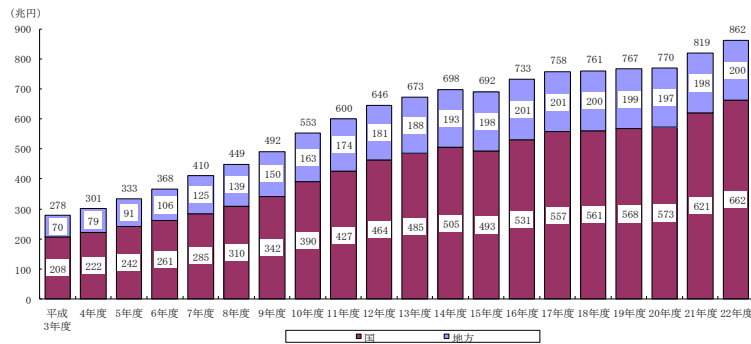
かすみがうら市長 宮 嶋 謙

<p>表紙</p>	<p>新市建設計画 変更計画</p> <p>平成25年3月 茨城県 かすみがうら市</p>	<p>新市建設計画 変更計画</p> <p>令和6年3月 茨城県 かすみがうら市</p>
<p>2ページ</p>	<p>第3節 総人口の減少・少子高齢化への対応の必要性 〈文章省略〉</p> <p>(参考) わが国の人口推移と推計</p> <p>資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)(中位推計)</p>	<p>第3節 総人口の減少・少子高齢化への対応の必要性 〈文章省略〉</p> <p>(参考) わが国の人口推移と推計</p> <p>資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 「日本の将来推計人口」(令和5年推計)(中位推計)</p>

第5節 厳しい財政状況に対応する必要性

今日、わが国の財政は危機的状況にあるといわれています。国と地方を合わせた長期債務残高は **700兆円** に到達するとともに、長年、わが国の地方財政を支えてきた地方交付税の財源にも不足が生じています。

(参考) 国・地方の長期債務残高の推移



資料：財務省

第3節 計画の期間

本計画の期間は、東日本大震災による特例措置を受け、平成17年度から **平成26年度までの10か年を10年延長し、平成36年度までの20か年** とします。

第2章 人口と世帯など

第1節 人口と世帯

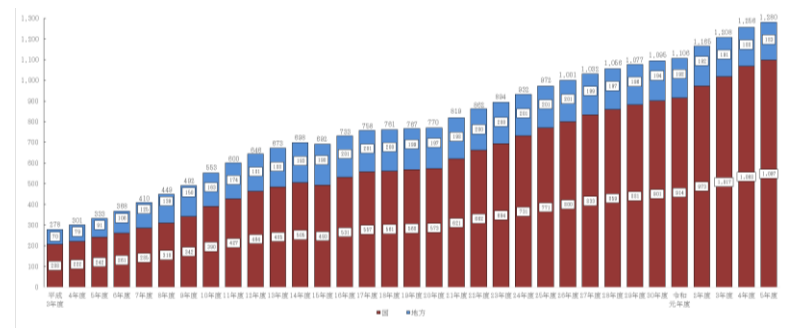
平成12年の国勢調査によると、新市（霞ヶ浦町と千代田町）の人口は、45,229人で、世帯数は14,011世帯となっています。両町とも人口は、昭和40年頃から徐々に増加を続けてきましたが、近年は **ほぼ横ばい** となっています。

また、一世帯当たりの人員は3.2人で、全国平均より0.5人多くなっていますが、減少する傾向にあり、核家族化が進んでいます(図表3中、平成12年の値)。

第5節 厳しい財政状況に対応する必要性

今日、わが国の財政は危機的状況にあるといわれています。国と地方を合わせた長期債務残高は **1,200兆円** に到達するとともに、長年、わが国の地方財政を支えてきた地方交付税の財源にも不足が生じています。

(参考) 国・地方の長期債務残高の推移



資料：財務省

第3節 計画の期間

本計画の期間は、東日本大震災による特例措置を受け、平成17年度から **令和6年度までの20か年を5年延長し、令和11年度までの25か年** とします。

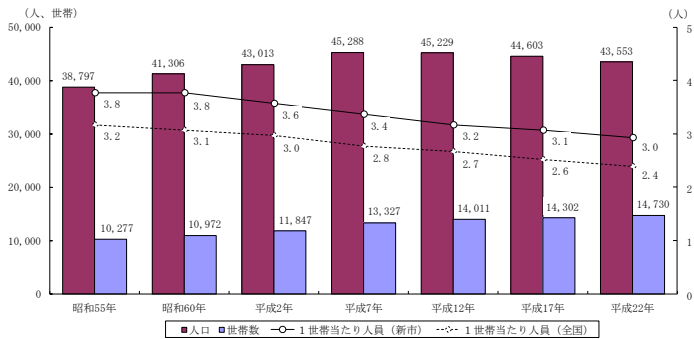
第2章 人口と世帯など

第1節 人口と世帯

平成12年の国勢調査によると、新市（霞ヶ浦町と千代田町）の人口は、45,229人で、世帯数は14,011世帯となっています。両町とも人口は、昭和40年頃から徐々に増加を続けてきましたが、近年は **減少傾向** となっています。

また、一世帯当たりの人員は3.2人で、全国平均より0.5人多くなっていますが、減少する傾向にあり、核家族化が進んでいます(図表3中、平成12年の値)。

【図表3】総人口・世帯数・一世帯当たり人口の推移

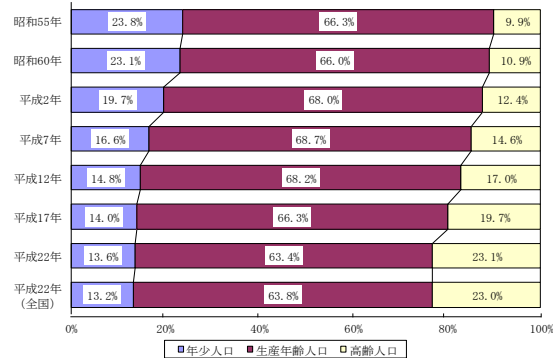


資料：国勢調査

第2節 年齢構成

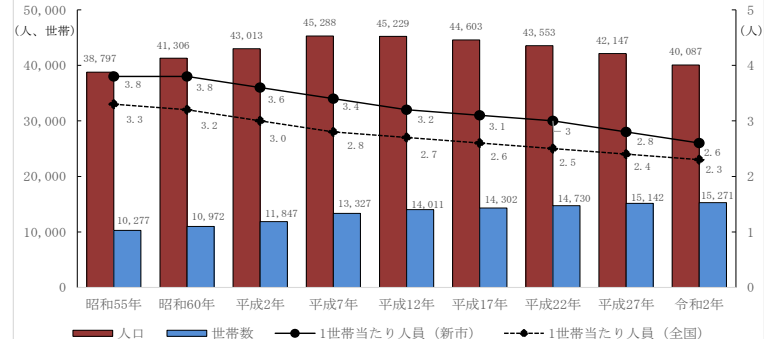
新市の年齢構成は、年少人口（0～14歳人口）の割合が14.8%、生産年齢人口（15～64歳）が**68.2%**、高齢人口（65歳以上）が17.0%と、全国平均とほぼ同じで、少子高齢化が進んでいます（図表4中、平成12年の値）。

【図表4】年齢別人口の推移



※100%調整は実施していない。
資料：国勢調査

【図表3】総人口・世帯数・一世帯当たり人口の推移

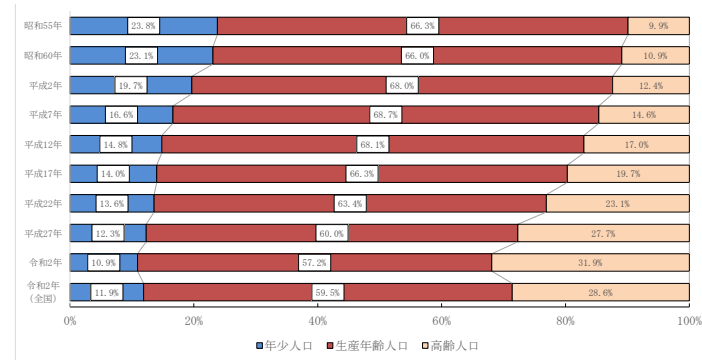


資料：国勢調査

第2節 年齢構成

新市の年齢構成は、年少人口（0～14歳人口）の割合が14.8%、生産年齢人口（15～64歳）が**68.1%**、高齢人口（65歳以上）が17.0%と、全国平均とほぼ同じで、少子高齢化が進んでいます（図表4中、平成12年の値）。

【図表4】年齢別人口の推移



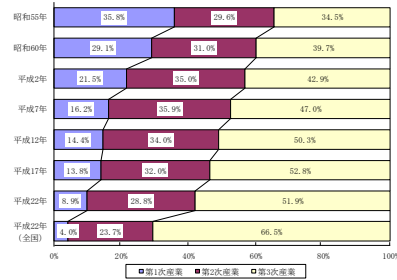
※100%調整は実施していない。
※年齢不詳者数を含まない。

資料：国勢調査

第3節 就業人口

〈文章省略〉

【図表5】産業別就業割合の推移



※100%調整は実施していない。
資料：国勢調査

【図表6】産業別就業人口の推移

(単位：人)

	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和55年	20,362	7,294	6,022	7,018
昭和60年	21,247	6,181	6,592	8,438
平成2年	22,510	4,834	7,878	9,667
平成7年	24,380	3,952	8,762	11,470
平成12年	24,094	3,477	8,195	12,115
平成17年	22,985	3,171	7,344	12,218
平成22年	22,603	2,007	6,512	11,727

資料：国勢調査

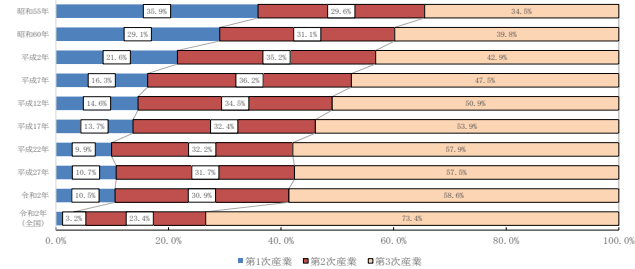
※02及び03(省略)

※04. 第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業(公務員を含む)のこと。

第3節 就業人口

〈文章省略〉

【図表5】産業別就業割合の推移



※100%調整は実施していない。
資料：国勢調査

【図表6】産業別就業人口の推移

(単位：人)

	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和55年	20,362	7,294	6,022	7,018
昭和60年	21,247	6,181	6,592	8,438
平成2年	22,510	4,834	7,878	9,667
平成7年	24,380	3,952	8,762	11,470
平成12年	24,094	3,477	8,195	12,115
平成17年	23,250	3,153	7,466	12,404
平成22年	22,603	2,007	6,512	11,727
平成27年	21,264	2,245	6,631	12,027
令和2年	20,455	2,145	6,287	11,909

資料：国勢調査

※産業別の就業者数及び就業割合には分類不能の産業を含まない。

※02及び03(省略)

※04. 第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務(他に分類されないもの)のこと。

1 人口

新市の人口は、過去の増減傾向から単純に推計すると、**平成 37 年**には**39,170 人**になる見通しです。また、年齢区分ごとの人口では、年少人口や生産年齢人口はやや減少傾向で推移する一方で高齢人口が増加し、**平成 37 年**の高齢化率は**約 32%に達する**見通しです（図表 17、図表 18）。

なお、平成 19 年 3 月に策定した「かすみがうら市総合計画・基本構想」では、開発動向などの考慮や種々の人口増加を図るための検討、施策等を推進することとして、まちづくりの目標とする将来人口を 46,000 人（平成 28 年）に設定しています。

2 世帯数

新市の世帯数は、**平成 37 年**に**約 15,400 世帯**になる見通しです。また、一世帯当たりの人員については今後も減少傾向にあり、**平成 37 年**には**2.54 人**になる見通しです（図表 18）。

3 就業人口

新市の就業人口は、**平成 37 年**には**約 21,000 人**になる見通しです。また、産業別就業人口の割合では、**第 1 次産業は減少傾向、第 2 次産業はほぼ横ばい、第 3 次産業は増加する**見通しです（図表 18）。

1 人口

新市の人口は、過去の増減傾向から単純に推計すると、**令和 12 年**には**36,261 人**になる見通しです。また、年齢区分ごとの人口では、年少人口や生産年齢人口はやや減少傾向で推移する一方で高齢人口が増加し、**令和 12 年**の高齢化率は**35%を超える**見通しです（図表 17、図表 18）。

なお、平成 19 年 3 月に策定した「かすみがうら市総合計画・基本構想」では、開発動向などの考慮や種々の人口増加を図るための検討、施策等を推進することとして、まちづくりの目標とする将来人口を 46,000 人（平成 28 年）に設定しています。

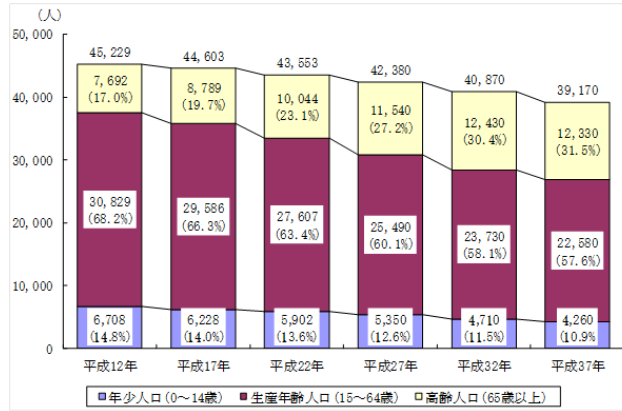
2 世帯数

新市の世帯数は、**令和 12 年**に**15,798 世帯**になる見通しです。また、一世帯当たりの人員については今後も減少傾向にあり、**令和 12 年**には**2.33 人**になる見通しです（図表 18）。

3 就業人口

新市の就業人口は、**令和 12 年**には**18,783 人**になる見通しです。また、産業別就業人口の割合では、**第 1 次産業・第 2 次産業は減少傾向、第 3 次産業は横ばいの**見通しです（図表 18）。

【図表 17】 将来人口の見通し

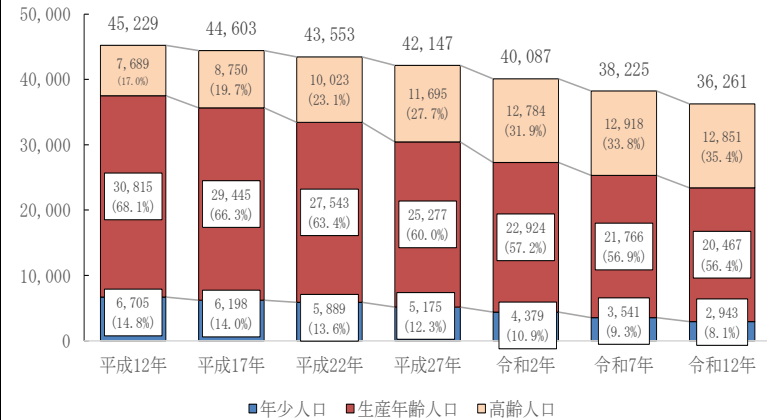


※平成22年度までは実績値。100%調整は実施していない。

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総人口	45,229	44,603	43,553	42,380	40,870	39,170
年少人口 (0~14歳)	6,708	6,228	5,902	5,350	4,710	4,260
割合	14.8%	14.0%	13.6%	12.6%	11.5%	10.9%
生産年齢人口 (15~64歳)	30,829	29,586	27,607	25,490	23,730	22,580
割合	68.2%	66.3%	63.4%	60.1%	58.1%	57.6%
高齢人口 (65歳以上)	7,692	8,789	10,044	11,540	12,430	12,330
割合	17.0%	19.7%	23.1%	27.2%	30.4%	31.5%
世帯数	14,011	14,302	14,730	15,094	15,297	15,406
一世帯当たり人員	3.23	3.12	2.96	2.81	2.67	2.54
就業人口	24,094	23,250	22,603	22,230	21,708	20,958
第1次産業就業人口	3,477	3,171	2,007	1,783	1,434	1,141
割合	14.4%	13.6%	8.9%	8.0%	6.6%	5.4%
第2次産業就業人口	8,195	7,344	6,512	6,273	5,817	5,332
割合	34.0%	31.6%	28.8%	28.2%	26.8%	25.4%
第3次産業就業人口	12,115	12,218	11,727	12,564	12,883	13,061
割合	50.3%	52.6%	51.9%	56.5%	59.3%	62.3%

※平成22年までは実績値（国勢調査）。平成27年からは推計値。

【図表 17】 将来人口の見通し



※令和2年度までは実績値。100%調整は実施していない。

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
総人口	45,229	44,603	43,553	42,147	40,087	38,225	36,261
年少人口 (0~14歳)	6,705	6,198	5,889	5,175	4,379	3,541	2,943
割合	14.8%	14.0%	13.6%	12.3%	10.9%	9.3%	8.1%
生産年齢人口 (15~64歳)	30,815	29,445	27,543	25,277	22,924	21,766	20,467
割合	68.1%	66.3%	63.4%	60.0%	57.2%	56.9%	56.4%
高齢人口 (65歳以上)	7,689	8,750	10,023	11,695	12,784	12,918	12,851
割合	17.0%	19.7%	23.1%	27.7%	31.9%	33.8%	35.4%
世帯数	14,011	14,302	14,730	15,142	15,271	15,651	15,798
一世帯当たり人員	3.23	3.12	2.96	2.78	2.63	2.48	2.33
就業者数	24,094	23,250	22,603	21,264	20,456	19,806	18,783
第1次産業就業者数	3,477	3,153	2,007	2,245	2,145	1,882	1,615
割合	14.4%	13.7%	9.9%	10.7%	10.5%	9.5%	8.6%
第2次産業就業者数	8,195	7,466	6,512	6,631	6,287	5,961	5,603
割合	34.5%	32.4%	32.2%	31.7%	30.9%	30.1%	29.3%
第3次産業就業者数	12,115	12,404	11,727	12,027	11,909	12,002	11,758
割合	50.9%	53.9%	57.9%	57.5%	58.5%	60.6%	62.6%

※令和2年までは実績値（国勢調査）。令和7年からは国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」による推計値。

	<p>* <u>人口の将来見通しについては、平成2、7、12、17、22年の5時点間のコーホートセンサス変化率法で推計を行い、一世帯当り人員が平成2、7、12、17、22年の5時点間からの減少傾向を維持するものとして、世帯数を推計した。</u></p> <p>* 就業人口は、平成22年の15歳以上人口に対する就業人口の割合を求め、それが一定に推移すると仮定して推計した。各産業分野の就業人口は、平成2、7、12、17、22年の5時点間からの就業割合の増減傾向を維持するものとして推計した。</p> <p><u>* 100%調整は実施していない。</u></p>	<p><u>* 各年齢別人口は年齢不詳者数を含まない。</u></p> <p>* 一世帯当り人員は平成12、17、22、27、令和2年の5時点間からの減少傾向を維持するものとして、世帯数を推計した。</p> <p>* <u>令和7年、12年の就業者数は、令和2年の15歳以上人口に対する就業者数の割合をもとに、それが一定に推移すると仮定して推計した。各産業分野の就業者数は、平成12、17、22、27、令和2年の5時点間からの就業割合の増減傾向を維持するものとして推計した。</u></p> <p><u>* 産業別の就業者数及び割合には、分類不能の産業を含まない。</u></p>
31 ページ	<p>2 地区拠点</p> <p>(1) 行政拠点 現在の霞ヶ浦町役場周辺と千代田町役場周辺を行政拠点と位置づけます。</p> <p>(2) 環境保全・交流拠点 霞ヶ浦地域の歩崎公園周辺や茨城県霞ヶ浦環境科学センター周辺、富士見塚古墳公園周辺と、千代田地域の雪入ふれあいの里公園周辺や佐谷・土田地区周辺、<u>環境クリーンセンター周辺</u>を新市における環境保全・交流の拠点と位置づけます。</p>	<p>2 地区拠点</p> <p>(1) 行政拠点 現在の霞ヶ浦庁舎周辺と千代田庁舎周辺を行政拠点と位置づけます。</p> <p>(2) 環境保全・交流拠点 霞ヶ浦地域の歩崎公園周辺や茨城県霞ヶ浦環境科学センター周辺、富士見塚古墳公園周辺と、千代田地域の雪入ふれあいの里公園周辺や佐谷・土田地区周辺を新市における環境保全・交流の拠点と位置づけます。</p>
36 ページ	<p>● 「茨城県霞ヶ浦環境科学センター」や「雪入ふれあいの里公園」、<u>「環境クリーンセンター」</u>などを活用した環境学習を推進することにより、住民の環境への関心を高め、住民と行政が一体となり積極的に環境保全に取り組みます。</p>	<p>● 「茨城県霞ヶ浦環境科学センター」や「雪入ふれあいの里公園」などを活用した環境学習を推進することにより、住民の環境への関心を高め、住民と行政が一体となり積極的に環境保全に取り組みます。</p>
37 ページ	<p>● 新市と周辺都市、さらには高速道路や百里飛行場等の基幹的な交通ネットワークへのアクセスの確保を図るため、国道や県道などの整備を促進し、広域的な幹線道路ネットワークを形成します。</p> <p>● <u>公共交通機関については、JR常磐線や民間バス路線の利便性の向上を図るとともに、各集落と主要な公共施設を結ぶ循環バスの拡充を検討します。</u></p>	<p>● 新市と周辺都市、さらには高速道路や茨城空港等の基幹的な交通ネットワークへのアクセスの確保を図るため、国道や県道などの整備を促進し、広域的な幹線道路ネットワークを形成します。</p> <p>● <u>公共交通機関については、将来の公共交通の維持、利便性向上を図るため、自動運転技術の導入に向けた環境づくりを進めるとともに、JR神立駅を拠点とする公共交通のネットワーク形成を図ります。</u></p>

	<p>また、住民生活の利便性の向上や地域振興の期待が大きい百里飛行場民間共用化を促進します。</p>																					
38 ページ	<p>● 神立駅周辺については、関係機関との連携のもと、駅舎の整備や区画整理事業、街路整備事業などによる市街地整備の推進など、商業機能や交流機能を備えたにぎわいのある市街地の形成を図ります。</p>	<p>● 神立駅周辺については、関係機関との連携のもと、商業機能や交流機能を備えたにぎわいのある市街地の形成を図ります。</p>																				
	<p>● 地域防災計画に基づき、消防施設や防災活動拠点の充実、地域防災無線の整備などの消防・防災体制の強化を図るとともに、避難路や避難所、飲料水の確保など、災害に強いまちづくりを進めます。</p>	<p>● 国土強靱化地域計画に基づき、消防施設や防災活動拠点の充実、地域防災無線の整備などの消防・防災体制の強化を図るとともに、避難路や避難所、飲料水の確保など、災害に強いまちづくりを進めます。</p>																				
50 ページ	<p>● 来訪者や住民が気軽に集い、交流する場として、ドラゴンポートルース大会やフルーツ交流まつりなど、シンボリックな観光イベントの創出と定着により、新市のイメージを広く発信し、交流人口の拡大を図ります。</p>	<p>● 来訪者や住民が気軽に集い、交流する場として、シンボリックな観光イベントの創出と定着により、新市のイメージを広く発信し、交流人口の拡大を図ります。</p>																				
55 ページ	<p>● 既存公共施設の機能の拡張やネットワーク化を図り、便利で効率的な運営を推進します。また、住民ガイドブックなどの作成により、住民に親しまれ利用しやすい環境づくりに努めます。</p>	<p>● 既存公共施設の機能の拡張やネットワーク化、また、人口が集中する市街地における行政窓口の充実を図り、便利で効率的な運営を推進します。また、住民ガイドブックなどの作成により、住民に親しまれ利用しやすい環境づくりに努めます。</p>																				
56 ページ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策名</th> <th>主要事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域コミュニティの支援</td> <td>自治振興事業 国際交流推進事業</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画の推進</td> <td>男女共同参画推進事業 講演会、啓発事業の開催</td> </tr> <tr> <td>広報・広聴活動の充実</td> <td>広報・広聴推進事業 テレフォンガイドシステム整備事業 情報公開推進事業</td> </tr> <tr> <td>行政サービスの向上</td> <td>庁舎等増改築事業 霞ヶ浦庁舎建設事業 合併市町村振興基金積立事業 サイン計画整備事業</td> </tr> </tbody> </table>	施策名	主要事業	地域コミュニティの支援	自治振興事業 国際交流推進事業	男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業 講演会、啓発事業の開催	広報・広聴活動の充実	広報・広聴推進事業 テレフォンガイドシステム整備事業 情報公開推進事業	行政サービスの向上	庁舎等増改築事業 霞ヶ浦庁舎建設事業 合併市町村振興基金積立事業 サイン計画整備事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策名</th> <th>主要事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域コミュニティの支援</td> <td>自治振興事業 国際交流推進事業</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画の推進</td> <td>男女共同参画推進事業 講演会、啓発事業の開催</td> </tr> <tr> <td>広報・広聴活動の充実</td> <td>広報・広聴推進事業 テレフォンガイドシステム整備事業 情報公開推進事業</td> </tr> <tr> <td>行政サービスの向上</td> <td>庁舎整備事業 庁舎等増改築事業 霞ヶ浦庁舎建設事業 合併市町村振興基金積立事業</td> </tr> </tbody> </table>	施策名	主要事業	地域コミュニティの支援	自治振興事業 国際交流推進事業	男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業 講演会、啓発事業の開催	広報・広聴活動の充実	広報・広聴推進事業 テレフォンガイドシステム整備事業 情報公開推進事業	行政サービスの向上	庁舎整備事業 庁舎等増改築事業 霞ヶ浦庁舎建設事業 合併市町村振興基金積立事業
施策名	主要事業																					
地域コミュニティの支援	自治振興事業 国際交流推進事業																					
男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業 講演会、啓発事業の開催																					
広報・広聴活動の充実	広報・広聴推進事業 テレフォンガイドシステム整備事業 情報公開推進事業																					
行政サービスの向上	庁舎等増改築事業 霞ヶ浦庁舎建設事業 合併市町村振興基金積立事業 サイン計画整備事業																					
施策名	主要事業																					
地域コミュニティの支援	自治振興事業 国際交流推進事業																					
男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業 講演会、啓発事業の開催																					
広報・広聴活動の充実	広報・広聴推進事業 テレフォンガイドシステム整備事業 情報公開推進事業																					
行政サービスの向上	庁舎整備事業 庁舎等増改築事業 霞ヶ浦庁舎建設事業 合併市町村振興基金積立事業																					

59 ページ	<table border="1" data-bbox="371 268 1133 459"> <tr> <td data-bbox="371 268 680 459"></td> <td data-bbox="680 268 1133 459"> 地図情報統合事業 市民ガイドブック作成事業 新市要覧作成事業 電子自治体推進事業 新市ホームページ整備事業 職員研修の充実 </td> </tr> </table> <p data-bbox="371 520 779 544">第7編 公共的施設の適正配置と整備</p> <p data-bbox="371 580 1155 667">公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政事情等を勘案し、適正配置と整備を図っていきます。</p> <p data-bbox="371 675 1155 761">適正配置と整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、現在の公共的施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの向上を図るよう配慮するものとします。</p> <p data-bbox="371 769 1155 951">現在の千代田町役場は、「千代田庁舎」として新市の事務所となるとともに、基幹的な機能を持たせます。また、現在の霞ヶ浦町役場については、「霞ヶ浦庁舎」として移転整備を行います。両庁舎では、窓口サービス機能を充実するとともに、電算システムの統合や一元化を行い、個々の施設が有機的に機能するようネットワークを活用しながら行政の情報化を進め、高度な行政機能の向上と整備を図ります。</p>		地図情報統合事業 市民ガイドブック作成事業 新市要覧作成事業 電子自治体推進事業 新市ホームページ整備事業 職員研修の充実	<table border="1" data-bbox="1178 268 1939 491"> <tr> <td data-bbox="1178 268 1487 491"></td> <td data-bbox="1487 268 1939 491"> サイン計画整備事業 地図情報統合事業 市民ガイドブック作成事業 新市要覧作成事業 電子自治体推進事業 新市ホームページ整備事業 職員研修の充実 </td> </tr> </table> <p data-bbox="1178 520 1585 544">第7編 公共的施設の適正配置と整備</p> <p data-bbox="1178 580 1962 667">公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政事情等を勘案し、適正配置と整備を図っていきます。</p> <p data-bbox="1178 675 1962 761">適正配置と整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、現在の公共的施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの向上を図るよう配慮するものとします。</p> <p data-bbox="1178 769 1962 951">現在の千代田町役場は、「千代田庁舎」として新市の事務所となるとともに、基幹的な機能を持たせます。また、現在の霞ヶ浦町役場については、「霞ヶ浦庁舎」として移転整備を行います。両庁舎では、窓口サービス機能を充実するとともに、電算システムの統合や一元化を行い、個々の施設が有機的に機能するようネットワークを活用しながら行政の情報化を進め、高度な行政機能の向上と整備を図ります。</p> <p data-bbox="1178 959 1962 1045"><u>また、市内の人口構成を踏まえ、人口が集中するJR神立駅周辺の市街地において行政窓口機能の充実を図るため、(仮称)中央庁舎の立地を進めていきます。</u></p>		サイン計画整備事業 地図情報統合事業 市民ガイドブック作成事業 新市要覧作成事業 電子自治体推進事業 新市ホームページ整備事業 職員研修の充実
	地図情報統合事業 市民ガイドブック作成事業 新市要覧作成事業 電子自治体推進事業 新市ホームページ整備事業 職員研修の充実					
	サイン計画整備事業 地図情報統合事業 市民ガイドブック作成事業 新市要覧作成事業 電子自治体推進事業 新市ホームページ整備事業 職員研修の充実					
61 ページ	<p data-bbox="371 1102 562 1126">第8編 財政計画</p> <p data-bbox="371 1163 1155 1249">財政計画は、新市における 20年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を各科目ごとに、過去の実績や現在の経済状況・財政制度を勘案しながら推計し、普通会計(※15)ベースで作成したものです。</p> <p data-bbox="371 1257 1155 1343">作成にあたっては、健全な財政運営を基調に、合併に伴う変動要因や主な節減経費等を反映させるとともに、合併特例債等の財政措置を勘案しています。</p>	<p data-bbox="1178 1110 1368 1134">第8編 財政計画</p> <p data-bbox="1178 1171 1962 1257">財政計画は、新市における 25年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を各科目ごとに、過去の実績や現在の経済状況・財政制度を勘案しながら推計し、普通会計(※15)ベースで作成したものです。</p> <p data-bbox="1178 1265 1962 1351">作成にあたっては、健全な財政運営を基調に、合併に伴う変動要因や主な節減経費等を反映させるとともに、合併特例債等の財政措置を勘案しています。</p>				

かすみがうら市新市建設計画 新旧対照表

ページ	旧（変更前）	新（変更後）
	<p>なお、平成 23 年度までは決算額を、平成 24 年度以降は決算見込み額を記載しています。</p> <p>(2) 地方交付税 現行の交付税制度を基本に、普通交付税算定の特例（合併算定替）等に係る財政措置を見込んでいます。また、合併特例債等に係る地方債の元利償還金に対する交付税措置を見込んでいます。さらに、平成 24 年度までは震災復興特別交付税を見込んでいます。</p>	<p>なお、令和 4 年度までは決算額を、令和 5 年度以降は決算見込み額を記載しています。</p> <p>(2) 地方交付税 現行の交付税制度を基本に合併特例債等に係る地方債の元利償還金に対する交付税措置を見込んでいます。</p>

かすみがうら市新市建設計画 新旧対照表

63 ページ

〇歳入

単位:百万円

区 分	決 算 額							決 算 見 込 み 額												
	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
地 方 税	4,885	4,962	5,694	5,820	5,436	5,414	5,549	5,246	5,292	5,306	5,299	5,308	5,317	5,326	5,335	5,344	5,353	5,362	5,371	5,380
地 方 譲 与 税	490	673	325	312	293	284	277	279	249	249	249	249	249	249	249	249	249	249	249	249
利 子 割 交 付 金	27	18	23	23	18	17	13	15	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
配 当 割 交 付 金	13	21	24	8	6	8	9	11	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
株 式 所 得 割 交 付 金	19	14	13	4	3	3	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地 方 消 費 税 交 付 金	358	378	369	345	362	361	365	360	360	360	390	420	420	420	420	420	420	420	420	420
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	146	139	138	131	138	141	112	103	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136
軽 油 ・ 自 動 車 取 得 税 交 付 金	142	142	142	131	74	62	52	54	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72
地 方 特 例 交 付 金	173	127	32	61	69	81	67	17	16	16	16	16	16	16	15	15	15	15	15	15
地 方 交 付 税	4,012	3,721	3,547	3,317	3,467	3,854	4,411	4,152	3,731	3,704	3,616	3,417	3,270	3,125	2,933	2,852	2,832	2,811	2,791	2,772
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	9	10	10	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
分 担 金 ・ 負 担 金	43	43	52	52	87	108	116	125	117	117	117	117	117	117	117	117	117	117	117	117
使 用 料 ・ 手 数 料	253	252	244	238	211	182	175	168	170	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168
国 庫 支 出 金	893	764	1,127	1,771	1,639	2,363	2,070	1,812	1,726	1,745	1,728	1,710	1,693	1,676	1,660	1,643	1,627	1,610	1,594	1,578
県 支 出 金	565	584	648	697	826	835	1,001	978	923	918	914	909	905	900	896	891	887	882	878	873
財 産 収 入	10	19	23	23	20	15	18	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
寄 附 金	50	20	10	14	1	1	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰 入 金	8	192	347	341	451	366	318	335	900	400	700	1,100	600	250	500	600	550	500	300	0
繰 越 金	913	592	766	780	1,304	701	896	950	28	9	150	168	135	143	96	126	92	81	150	108
諸 収 入	249	217	184	202	158	155	183	141	112	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126
地 方 債	1,734	2,122	1,718	1,415	1,359	1,666	1,573	1,858	2,423	2,622	2,347	3,144	1,110	974	1,096	832	832	832	832	832
合 計	14,992	15,009	15,435	15,695	15,933	16,627	17,283	16,630	16,306	16,000	16,079	17,111	14,385	13,750	13,870	13,642	13,526	13,433	13,271	12,898

※ 100 万円未満は、四捨五入

かすみがうら市新市建設計画 新旧対照表

ページ

新（変更後）

63 ページ

歳入

単位：百万円

区 分	決 算 額															決 算 見 込 み 額										
	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
地方税	4,885	4,962	5,694	5,820	5,436	5,414	5,549	5,486	5,491	5,552	5,443	5,574	5,609	5,736	5,748	5,591	5,693	5,744	5,776	5,731	5,812	5,873	5,835	5,930	5,990	
地方譲与税	490	673	325	312	293	284	277	262	250	238	248	227	227	230	231	232	236	235	230	230	230	230	230	230	230	
利子割交付金	27	18	23	23	18	17	13	12	11	9	8	4	8	8	4	4	3	2	2	2	2	2	2	2	2	
配当割交付金	13	21	24	8	6	8	9	10	18	36	30	17	25	19	22	20	31	27	34	27	28	29	29	29	29	
株式譲渡所得割交付金	19	14	13	4	3	3	3	2	30	21	29	10	24	16	14	28	37	21	22	27	24	24	25	24	25	
地方消費税交付金	358	378	369	345	362	361	365	364	361	445	716	642	677	731	706	870	941	960	989	989	989	989	989	989	989	
ゴルフ場利用税交付金	146	139	138	131	138	141	112	136	135	122	111	114	102	104	122	109	123	124	123	123	123	123	123	123	123	
自動車取得税交付金	142	142	142	131	74	62	52	68	60	27	46	42	62	63	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自動車税環境性能割交付金								0	0	0	0	0	0	0	10	17	20	22	20	20	20	20	20	20	20	
法人事業税交付金								0	0	0	0	0	0	0	0	47	87	89	77	77	77	77	77	77	77	
地方特例交付金	173	127	32	61	69	81	67	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	33	33	33	33	33	33	33	
地方交付税	4,012	3,721	3,547	3,317	3,467	3,854	4,411	4,295	3,808	3,803	3,895	4,019	3,801	3,883	4,613	5,009	4,343	4,362	4,518	4,455	4,340	4,347	4,337	4,322	4,332	
交通安全対策特別交付金	9	10	10	9	9	8	8	8	8	7	7	7	7	6	6	6	6	5	6	6	5	6	6	6	6	
分担金・負担金	43	43	52	52	87	108	116	118	16	130	153	146	144	151	117	65	61	65	59	59	59	59	59	59	59	
使用料・手数料	253	252	244	238	211	182	175	173	274	155	145	136	124	105	84	63	63	65	72	71	70	70	69	69	68	
国庫支出金	893	764	1,127	1,771	1,639	2,363	2,070	2,036	2,077	2,087	2,555	2,320	2,286	2,190	2,308	7,363	4,233	3,963	2,813	2,304	2,320	2,337	2,354	2,372	2,390	
県支出金	565	584	648	697	826	835	1,001	939	1,060	1,022	1,099	1,098	1,184	1,217	1,255	1,350	1,412	1,317	1,365	1,372	1,380	1,389	1,397	1,406	1,415	
財産収入	10	19	23	23	20	15	18	13	18	72	15	16	21	19	16	24	35	33	33	33	33	33	33	33	33	
寄附金	50	20	10	14	1	1	67	2	3	2	15	6	17	19	18	33	36	95	122	122	122	122	122	122	122	
繰入金	8	192	347	341	451	366	318	1,024	450	686	692	378	233	273	986	783	272	199	856	240	80	80	280	280	280	
繰越金	913	592	766	780	1,304	701	896	949	1,169	604	1,056	617	861	1,133	1,011	564	722	1,277	838	773	764	662	606	386	229	
諸収入	249	217	184	202	158	155	183	277	235	314	203	261	385	266	276	572	580	361	361	361	361	361	361	361	361	
地方債	1,734	2,122	1,718	1,415	1,359	1,666	1,573	1,795	2,552	1,887	2,852	1,853	1,651	1,351	1,403	1,780	2,723	1,723	1,692	1,173	973	1,373	865	865	865	
合 計	14,992	15,009	15,435	15,695	15,933	16,627	17,283	17,988	18,041	17,236	19,334	17,506	17,466	17,544	19,063	24,566	21,728	20,720	20,040	18,229	17,846	18,238	17,852	17,738	17,677	

合計欄と各項目の合計は端数処理の関係上必ずしも合致しない。

かすみがうら市新市建設計画 新旧対照表

ページ	旧 (変更前)
-----	---------

64 ページ

単位:百万円

区 分	決 算 額								決 算 見 込 み 額											
	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
人 件 費	3,670	4,128	4,032	3,998	3,789	3,815	3,674	3,566	3,293	3,228	3,163	3,100	3,038	2,977	2,918	2,859	2,802	2,746	2,691	2,637
扶 助 費	1,353	1,370	1,582	1,590	1,851	2,537	2,671	2,438	2,467	2,578	2,694	2,783	2,875	2,970	3,068	3,169	3,274	3,382	3,494	3,609
公 債 費	1,387	1,437	1,473	1,486	1,583	1,745	1,817	1,836	1,757	1,808	1,880	1,974	2,300	1,986	2,065	2,196	2,197	2,109	2,053	1,797
物 件 費	1,488	1,540	1,454	1,414	1,604	1,639	1,793	2,181	2,219	2,153	2,088	2,025	1,965	1,906	1,848	1,793	1,739	1,687	1,636	1,587
維 持 補 修 費	176	154	129	152	143	153	147	129	133	129	125	121	117	114	110	107	104	101	98	95
補 助 費 等	2,524	1,624	1,564	1,437	2,113	1,195	1,152	1,189	1,394	1,352	1,312	1,272	1,234	1,197	1,161	1,126	1,093	1,060	1,028	997
繰 出 金	1,392	1,507	1,599	1,658	1,727	1,850	2,098	2,060	2,149	2,155	2,112	2,070	2,029	1,988	1,948	1,909	1,871	1,834	1,797	1,761
積 立 金	50	21	623	376	297	584	910	705	551	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
投資・出資金・貸付金	31	80	46	32	33	32	34	49	78	30	30	30	30	30	12	54	30	30	30	30
普通建設事業費	2,330	2,381	2,149	2,249	2,094	2,181	1,755	2,448	2,252	2,217	2,308	3,400	454	285	413	135	135	135	135	135
(うち特例債事業)	518	996	1,167	958	796	519	719	1,069	1,275	1,689	1,947	3,051	269	150	278	0	0	0	0	0
災害復旧事業費	0	0	3	0	0	1	281	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	14,400	14,243	14,655	14,391	15,232	15,731	16,333	16,602	16,297	15,850	15,912	16,976	14,242	13,653	13,744	13,550	13,445	13,284	13,162	12,849

※ 100 万円未満は、四捨五入

かすみがうら市新市建設計画 新旧対照表

ページ	新（変更後）
-----	--------

64 ページ

区 分	歳出																								
	決 算 額															決 算 見 込 み 額									
	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
人件費	3,670	4,128	4,032	3,998	3,789	3,815	3,674	3,577	3,535	3,156	3,199	3,264	3,132	3,114	3,076	3,294	3,261	3,250	3,410	3,445	3,445	3,445	3,445	3,445	3,445
扶助費	1,353	1,370	1,582	1,590	1,851	2,537	2,671	2,622	2,649	2,898	3,007	3,065	3,137	3,163	3,270	3,276	4,300	3,942	3,251	3,349	3,449	3,553	3,659	3,769	3,882
公債費	1,387	1,437	1,473	1,486	1,583	1,745	1,817	1,832	1,767	1,811	1,885	2,076	1,923	1,879	1,970	2,045	2,018	1,958	1,986	1,913	1,992	1,925	1,988	1,906	1,917
物件費	1,488	1,540	1,454	1,414	1,604	1,639	1,793	1,734	1,800	1,976	2,095	2,127	2,054	2,038	2,136	2,485	2,570	2,868	2,969	2,626	2,613	2,600	2,587	2,574	2,561
維持補修費	176	154	129	152	143	153	147	139	167	147	137	167	165	188	170	186	175	186	182	181	183	182	182	182	182
補助費等	2,524	1,624	1,564	1,437	2,113	1,195	1,152	1,275	1,697	1,336	1,620	1,707	1,783	1,671	3,688	8,946	2,802	2,894	3,439	2,464	2,464	2,464	2,464	2,464	2,464
繰出金	1,392	1,507	1,599	1,658	1,727	1,850	2,098	2,127	2,064	2,272	2,266	2,170	2,130	2,290	1,458	1,387	1,439	1,445	1,473	1,499	1,525	1,551	1,579	1,607	1,635
積立金	50	21	623	376	297	584	910	1,115	1,351	948	681	322	171	554	541	61	275	135	197	103	153	153	153	153	153
投資・出資金・貸付金	31	80	46	32	33	32	34	62	72	43	17	23	13	11	12	13	11	12	10	10	10	10	10	10	10
普通建設事業費	2,330	2,381	2,149	2,249	2,094	2,181	1,755	2,141	2,296	1,593	3,811	1,724	1,825	1,627	2,167	2,152	3,599	3,191	2,292	1,876	1,350	1,750	1,400	1,400	1,400
（うち特例債事業）	518	996	1,167	958	796	519	719	948	1,699	699	1,905	1,554	937	679	1,341	206	132	157	0	384	450	1,050	0	0	0
災害復旧事業費	0	0	3	0	1	281	195	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	0	0	0	0	0	0	0
合 計	14,400	14,243	14,655	14,391	15,232	15,731	16,333	16,818	17,438	16,180	18,717	16,645	16,333	16,534	18,488	23,845	20,451	19,882	19,267	17,465	17,184	17,632	17,466	17,509	17,649

合計欄と各項目の合計は端数処理の関係上必ずしも合致しない。

裏表紙	平成 16 年 10 月 策 定 平成 21 年 2 月 第 1 回変更 平成 25 年 3 月 第 2 回変更	平成 16 年 10 月 策 定 平成 21 年 2 月 第 1 回変更 平成 25 年 3 月 第 2 回変更 令和 6 年 3 月 第 3 回変更
-----	----------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------

議案第30号

市道路線の変更について

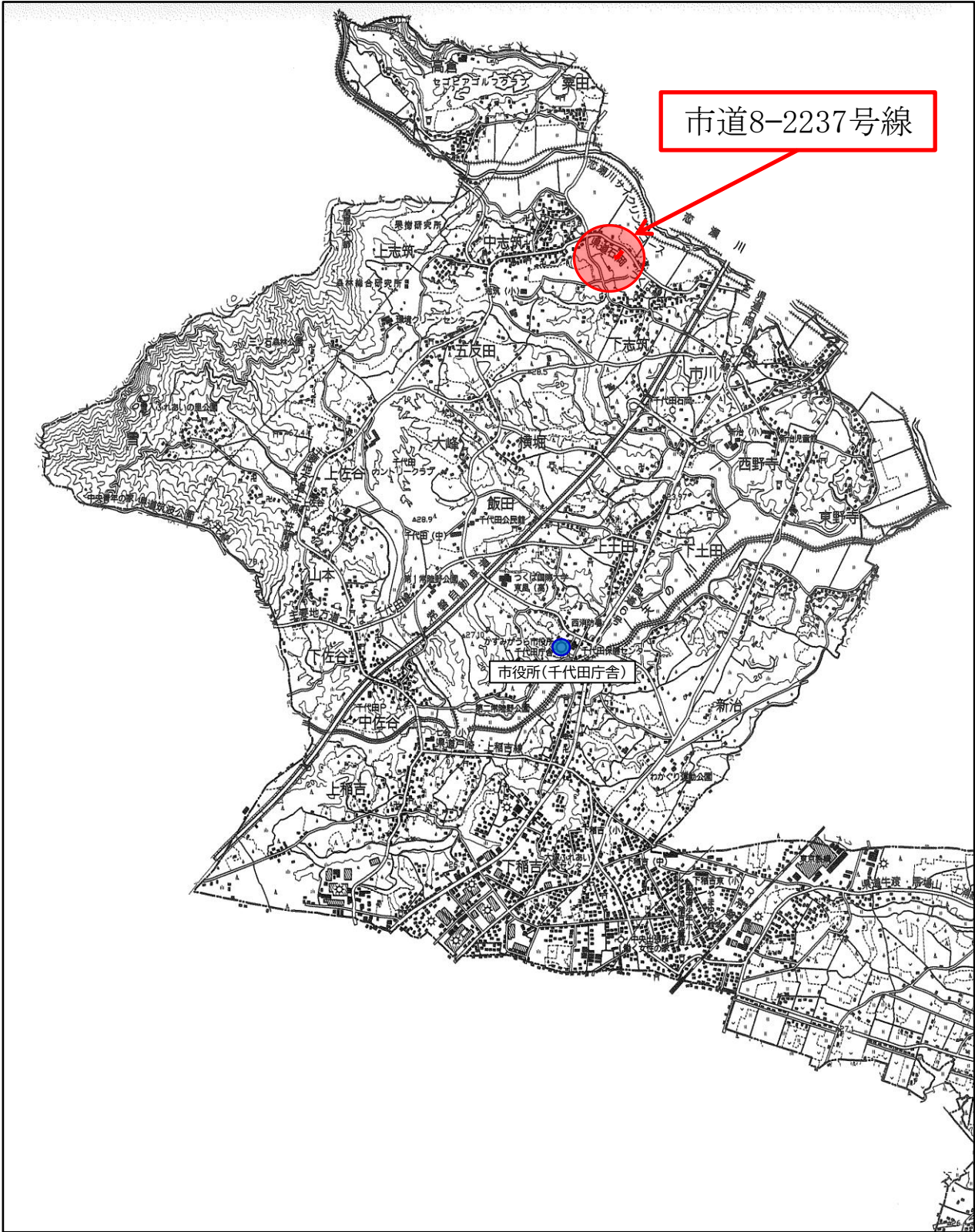
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、下記のとおり市道路線を変更することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月29日提出



かすみがうら市長 宮 嶋 謙

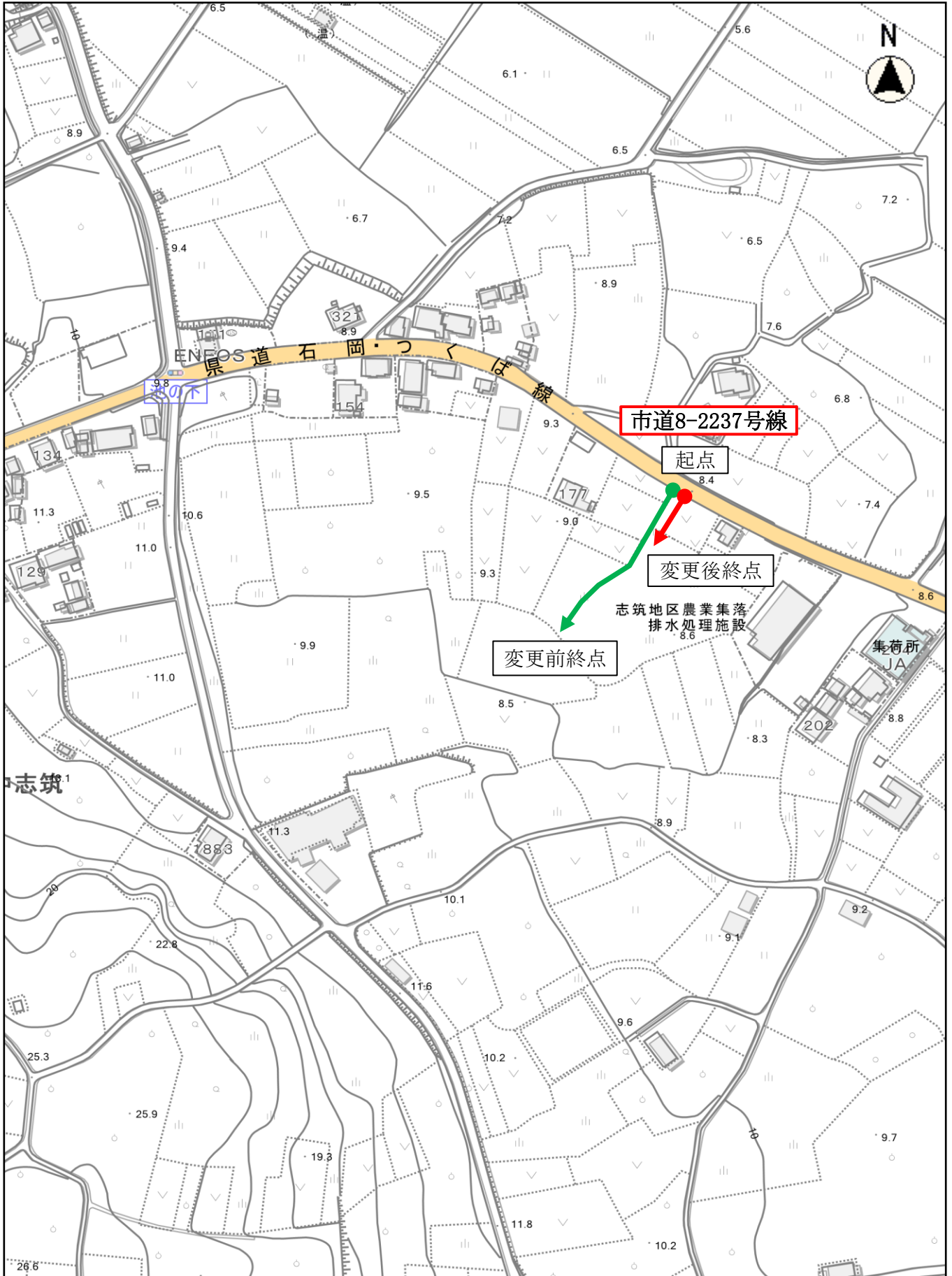
路線名			道路区域（区間）		敷地の幅員	総延長
種別	番号		起点側（地番）	終点側（地番）	最小～最大(m)	(m)
その他	8-2237	(旧)	中志筑 190 番 1	中志筑 186 番	1.20～1.80	89.00
		(新)	中志筑 178 番 3	中志筑 190 番 1	1.20～1.50	28.00

路線変更位置図（千代田地区）



詳細位置図 (変更路線図)

変更前路線  変更後路線 



(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2及び3 (略)</p>
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるフルタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるフルタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>
	<p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第13条の2 任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員については、給与条例第21条の規定を準用する。</p> <p>2 前条第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給に</p>

<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定めるものとし、期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p><u>ついて準用する。</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定めるものとし、期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>
	<p><u>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p><u>第23条の2 任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)</u>については、給与条例第21条の規定を準用する。この場合において、給与条例第21条第2項第1号中「<u>勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)</u>において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「<u>勤勉手当基礎額</u>」と、同条第3項中「<u>基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u>」とあるのは「<u>基準</u></p>

	<p><u>日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」とする。</u></p> <p><u>2 前条第3項及び第4項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</u></p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

かすみがうら市手数料条例 新旧対照表

改正前				改正後			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
区分	手数料の種類	単位	金額 (円)	区分	手数料の種類	単位	金額 (円)
(略)				(略)			
戸籍法に基づく証明等に関する手数料	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は <u>磁気ディスクをもつて調製された戸籍の記録事項証明</u> の交付	1通	450	戸籍法に基づく証明等に関する手数料	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は <u>戸籍証明書</u> の交付	1通	450
					<u>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で</u>	1件	400

				定めるものに限る。以下同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
	除籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍の記録事項証明の交付	1通	750	除籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付	1通	750
	戸籍に記載した事項に関する証明の	1件	350	戸籍に記載した事項に関する証明の	1件	350

	交付				交付		
	除籍に記載した事項に関する証明の交付	1件	450		除籍に記載した事項に関する証明の交付	1件	450
					<u>除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍</u>	<u>1件</u>	<u>700</u>

				ットル 以上1 万キロ リット ル未満 のもの						ットル 以上1 万キロ リット ル未満 のもの	
				危険物 の貯蔵 最大数 量が1 万キロ リット ル以上 5万キ ロリッ トル未 満のも の	<u>1,590,000</u> 円					危険物 の貯蔵 最大数 量が1 万キロ リット ル以上 5万キ ロリッ トル未 満のも の	<u>1,920,000</u> 円
				危険物 の貯蔵 最大数 量が5 万キロ リット ル以上 10万キ ロリッ トル未 満のも の	<u>1,950,000</u> 円					危険物 の貯蔵 最大数 量が5 万キロ リット ル以上 10万キ ロリッ トル未 満のも の	<u>2,360,000</u> 円
				危険物 の貯蔵 最大数 量が10 万キロ	<u>2,270,000</u> 円					危険物 の貯蔵 最大数 量が10 万キロ	<u>2,740,000</u> 円

				リットル以上 20万キ ロリッ トル未 満のも の						リットル以上 20万キ ロリッ トル未 満のも の	
				危険物 の貯蔵 最大数 量が20 万キロ リット ル以上 30万キ ロリッ トル未 満のも の	4,550,000					危険物 の貯蔵 最大数 量が20 万キロ リット ル以上 30万キ ロリッ トル未 満のも の	5,640,000
					円						円
				危険物 の貯蔵 最大数 量が30 万キロ リット ル以上 40万キ ロリッ トル未 満のも の	5,820,000					危険物 の貯蔵 最大数 量が30 万キロ リット ル以上 40万キ ロリッ トル未 満のも の	7,240,000
					円						円
				危険物 の貯蔵 最大数 量が40	7,070,000					危険物 の貯蔵 最大数 量が40	8,790,000
					円						円

				万キロ リット ル以上 のもの					万キロ リット ル以上 のもの		
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)						(略)		
(3)～(7) (略)						(3)～(7) (略)					
						附 則 <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u> <u>ただし、別表第1の改正規定は、令和6年3月1</u> <u>日から施行する。</u>					

かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(附則第4項関係)

【改正前】

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)

機関名	職名	報酬			旅費			
		年額	月額	日額	車賃(1 キロメ ートル につき)	日当(1 日につ き)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)
執行 機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附属 機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	災害弔慰金 等支給審査 委員会委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>働く女性の 家運営委員 会委員</u>			<u>7,500</u>	<u>37</u>	<u>2,100</u>	<u>12,500</u>	<u>2,100</u>
	障害者介護 認定審査会 委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	福祉館運営協議会委員				<u>7,500</u>	<u>37</u>	<u>2,100</u>	<u>12,500</u>	<u>2,100</u>
	介護認定審査会委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
補助機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

備考 (略)

【改正後】

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)

機関名	職名	報酬			旅費			
		年額	月額	日額	車賃(1キロメートルにつき)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
執行機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附属機関	災害弔慰金等支給審査会委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	障害者介護認定審査会委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	介護認定審査会委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
補助	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

機関								
----	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 (略)

かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例 新旧対照表
(附則第 5 項関係)

改正前	改正後
<p>(長期かつ独占的な利用についての議会の議決)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる公の施設について、3 年以上の期間にわたり独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 96 条第 1 項第 11 号の規定により議会の議決を得なければならない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 公民館 (地区公民館を含む。)</p> <p>(4)～(14) (略)</p> <p>(15) あじさい館</p> <p>(16)～(19) (略)</p>	<p>(長期かつ独占的な利用についての議会の議決)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる公の施設について、3 年以上の期間にわたり独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 96 条第 1 項第 11 号の規定により議会の議決を得なければならない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 公民館</p> <p>(4)～(14) (略)</p> <p>(15) コミュニティ施設</p> <p>(16)～(19) (略)</p>
<p>(特に重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止についての議会の特別議決)</p> <p>第 3 条 次の各号に掲げる公の施設について 10 年以上の期間にわたり独占的な利用をさせようとするとき、又は当該施設を廃止しようとするときは、法第 244 条の 2 第 2 項の規定により議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 公民館 (地区館を含む。)</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>(10) あじさい館</p> <p>(11) (略)</p>	<p>(特に重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止についての議会の特別議決)</p> <p>第 3 条 次の各号に掲げる公の施設について 10 年以上の期間にわたり独占的な利用をさせようとするとき、又は当該施設を廃止しようとするときは、法第 244 条の 2 第 2 項の規定により議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 公民館</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>(10) コミュニティ施設</p> <p>(11) (略)</p>

かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例 新旧対照表(附則第 6 項関係)

改正前	改正後
別表(第 2 条関係) (1)～(3) (略) <u>(4) かすみがうら市働く女性の家の設置及び管理に関する条例(平成17年かすみ がうら市条例第112号)</u> <u>(5) かすみがうら市福祉館設置及び管理 に関する条例(平成21年かすみがうら市 条例第23号)</u> <u>(6) かすみがうら市あじさい館設置及び 管理に関する条例(平成21年かすみがう ら市条例第24号)</u> (7)～(32) (略) <u>(33) かすみがうら市千代田講堂設置及び 管理に関する条例(平成28年かすみがう ら市条例第42号)</u> <u>(34) (略)</u>	別表(第 2 条関係) (1)～(3) (略) <u>(4)～(29) (略)</u> <u>(30) (略)</u> <u>(31) かすみがうら市コミュニティ施設の 設置及び管理に関する条例</u>

かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例 新旧対照表(附則第 7 項関係)

改正前	改正後
(設置等) 第 1 条 (略) 2 かすみがうら市に、かすみがうら市霞ヶ 浦公民館及びかすみがうら市千代田公民 館を置く。 3 前項に規定する公民館に <u>地区公民館及び</u> 分館を置くことができる。	(設置等) 第 1 条 (略) 2 かすみがうら市に、かすみがうら市霞ヶ 浦公民館、 <u>かすみがうら市千代田公民館及 びかすみがうら市下稻吉公民館</u> を置く。 3 前項に規定する公民館に <u>支館</u> 及び分館を 置くことができる。
<u>(開館時間)</u> <u>第 5 条 公民館の開館時間は、午前 9 時から 午後 10 時までとする。ただし、館長が必 要と認めるときは、教育長の承認を得てこ れを変更することができる。</u>	

<p><u>(休館日)</u></p> <p><u>第6条 公民館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、教育長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p><u>(1) 月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、その翌日</u></p> <p><u>(2) 12月27日から翌年の1月4日までの日</u></p> <p><u>2 前項ただし書の規定により、休館日の変更、又は臨時の休館を決定したときは、当該休館日の5日前までに、その旨を適宜な方法により公示しなければならない。</u></p>	
<p><u>(入館の制限等)</u></p> <p><u>第7条 館長は、館内の秩序を乱し、又は乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はこれらの者に対し退館を命ずることができる。</u></p>	
<p><u>(使用の許可)</u></p> <p><u>第8条 公民館を使用しようとする者は、この条例に基づく規則に定める申請手続を経て、公民館を使用するための許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。使用許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。</u></p>	
<p><u>(使用許可の取消し等)</u></p> <p><u>第9条 館長は、使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、その条件を変更、又は使用の停止を命ずることができる。</u></p> <p><u>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそ</u></p>	

<p><u>れがあるとき。</u></p> <p><u>(3) 公民館の施設又は附帯設備を破損、又は滅失、若しくは汚損するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(4) 詐欺その他不正な行為により使用許可を受けた事実が明らかになったとき。</u></p> <p><u>(5) 公益上必要があると認められるとき。</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p><u>2 館長は、前項の場合において使用者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。</u></p>	
<p><u>(禁止行為)</u></p> <p><u>第 10 条 公民館内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 2 号及び第 3 号に関し、館長の許可を得た場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>(1) 法第 23 条の規定に違反すること。</u></p> <p><u>(2) 広告その他これに類するものを掲示すること。</u></p> <p><u>(3) 物品を販売し、寄附金を募集し、署名を収集し、又はこれに類する行為をすること。</u></p> <p><u>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、公民館の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。</u></p> <p><u>2 使用者は、使用許可の権利を譲渡し、又は転貸することはできない。</u></p>	
<p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第 11 条 使用者は、かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例(平成 28 年かすみがうら市条例第 43 号)に定める使用料を市長に納付しなければならない。</u></p>	
<p><u>(特別の設備)</u></p> <p><u>第 12 条 使用者が公民館に特別の設備をし</u></p>	

<p><u>ようとするときは、教育長の承認を得なければならぬ。</u></p>	
<p><u>(原状回復義務)</u> <u>第 13 条 使用者は、公民館の使用が終了したとき、又は第 7 条の規定により退館を命ぜられたとき、若しくは第 9 条の規定により使用許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときは、当該施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育長の承認を得たときは、この限りでない。</u></p>	
<p><u>(指定管理者による管理)</u> <u>第 14 条 公民館の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</u></p>	
<p><u>(指定管理者が行う業務)</u> <u>第 15 条 指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。</u> <u>(1) 公民館の施設及び附帯設備の維持管理に関する業務</u> <u>(2) 次条に定める利用料金の徴収に関する業務</u> <u>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、公民館の運営に関する業務のうち教育委員会が指定する業務</u></p>	
<p><u>(利用料金制)</u> <u>第 16 条 市長は、第 16 条の規定により公民館の管理を指定管理者に行わせる場合は、公民館の使用に係る使用料(以下「利用料金」という。)を、指定管理者の収入として收受させることができる。</u> <u>2 利用料金は、第 11 条の規定にかかわらず</u></p>	

<p><u>ず、同条に定める額を基準に、指定管理者が定めることができる。</u></p>	
<p><u>3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めるとき又は変更するときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。</u></p>	
<p><u>(指定管理者による管理にあたっての読み替え)</u> <u>第17条 第7条、第10条、第11条及び第20条の規定は、指定管理者による管理を行う場合について準用する。この場合において、第7条中「館長」とあるのは「指定管理者」と、第10条ただし書中「館長の許可」とあるのは「指定管理者があらかじめ館長の承認」と、第11条(見出しを含む。)中「使用料を市長に」とあるのは「利用料金を指定管理者に」と、第20条(見出しを含む。)中「教育委員会」とあるのは「教育委員会及び指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p>	
<p><u>第18条 (略)</u></p>	<p><u>第5条 (略)</u></p>
<p><u>(損害賠償)</u> <u>第19条 故意又は過失により、公民館の施設又はその設備を損傷し、若しくは滅失した者は、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、教育長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。</u></p>	
<p><u>(教育委員会の免責)</u> <u>第20条 教育委員会は、この条例又はこれに基づく規則に定める使用者の義務の不履行や過失等による事故等については、その責任を負わないものとする。</u></p>	
<p><u>第21条 (略)</u></p>	<p><u>第6条 (略)</u></p>

別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
かすみがうら市千代田公民館	かすみがうら市上 <u>佐谷 991 番地 5</u>	かすみがうら市千代田公民館	かすみがうら市中 <u>志筑 2112 番地</u>
		<u>かすみがうら市下 稲吉公民館</u>	<u>かすみがうら市稲 吉三丁目 15 番 67 号</u>

かすみがうら市立図書館条例 新旧対照表(附則第8項関係)

改正前	改正後								
(名称及び位置) 第2条 (略) 2 図書館に次の分館を置く。	(名称及び位置) 第2条 (略) 2 図書館に次の分館を置く。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かすみがうら市立図書館千代田分館</td> <td>かすみがうら市上 <u>佐谷 991 番地 5</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	かすみがうら市立図書館千代田分館	かすみがうら市上 <u>佐谷 991 番地 5</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かすみがうら市立図書館千代田分館</td> <td>かすみがうら市中 <u>志筑 2112 番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	かすみがうら市立図書館千代田分館	かすみがうら市中 <u>志筑 2112 番地</u>
名称	位置								
かすみがうら市立図書館千代田分館	かすみがうら市上 <u>佐谷 991 番地 5</u>								
名称	位置								
かすみがうら市立図書館千代田分館	かすみがうら市中 <u>志筑 2112 番地</u>								

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表(附則第9項関係)

改正前	改正後
(適用施設) 第2条 この条例の適用を受ける公の施設は、次の各号に掲げる条例の適用を受ける施設とする。ただし、 <u>第14号</u> の適用においては、社会体育の振興を図るため、教育委員会規則で定めるところにより学校施設及び設備を市民等の使用に供する場合に限る。	(適用施設) 第2条 この条例の適用を受ける公の施設は、次の各号に掲げる条例の適用を受ける施設とする。ただし、 <u>第10号</u> の適用においては、社会体育の振興を図るため、教育委員会規則で定めるところにより学校施設及び設備を市民等の使用に供する場合に限る。
<u>(1) かすみがうら市働く女性の家の設置及び管理に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第112号)</u>	<u>(1) かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例(令和6年かすみがうら市条例第 号)</u>
(2) (略)	(2) (略)
<u>(3) かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例(平成21年かすみがうら市条例第24号)</u>	

<p>(4) かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例(平成 21 年かすみがうら市条例第 23 号)</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(10) かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例(平成 21 年かすみがうら市条例第 25 号)</p> <p>(11) かすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例(平成 28 年かすみがうら市条例第 42 号)</p> <p>(12)～(14) (略)</p>	<p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8)～(10) (略)</p>
<p>(使用料の金額等)</p> <p>第 3 条 (略)</p>	<p>(使用料の金額等)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、使用料総額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>
<p>(使用料の減免)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 前項までの規定により算出して得た 1 件あたりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、この端数金額を切り捨てるものとする。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 前 3 項の規定により算定して得た 1 件あたりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>
<p>(市民活動の推進のための特例)</p> <p>第 5 条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定に準じ規則で定めるところにより使用料を免除し、又は減額するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 20 条の目的に合致する活動を行う団体が、その活動のために利用するとき(霞ヶ浦公民館又は千代田公民館を利用する場合に限る。)</p>	<p>(市民活動の推進のための特例)</p> <p>第 5 条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定に準じ規則で定めるところにより使用料を免除し、又は減額するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 20 条の目的に合致する活動を行う団体が、その活動のために利用するとき。</p>

(4)～(6) (略)				(4)～(6) (略)				
別表(第3条、第4条、第5条、第6条関係) 貸切り使用料				別表(第3条、第4条、第5条、第6条関係) 貸切り使用料				
施設名 等	区分	1時間あたり使用料		施設名 等	区分	1時間あたり使用料		
		市内	市外			市内	市外	
働く女性 の家	料理実習室	200円	300円	霞ヶ浦 コミュニ ティセ ンター 二	軽運動室	300円	450円	
	多目的室	940円	1,410円		コミュニ ティセ ンター 二	コミュニ ティ 広場A B	800円	1,200円
	第1研修室	80円	120円		コミュニ ティ 広場A	400円	600円	
	第2研修室	80円	120円		コミュニ ティ 広場B	400円	600円	
	第3研修室	80円	120円		集会室	1,500円	2,250円	
	集会室	120円	180円		会議室1号	480円	720円	
	軽運動室	260円	390円		会議室2号	600円	900円	
	講習室	220円	330円		会議室3号	160円	240円	
	相談室	60円	90円		会議室4号	160円	240円	
	第1会議室	80円	120円		会議室5号	160円	240円	
	第2会議室	80円	120円		講座室1号	300円	450円	
	第3会議室	80円	120円		講座室2号	300円	450円	
	地域福 祉セン ターや まゆり 館	(略)	(略)		(略)	研修室1号	360円	540円
あじさ い館	軽運動室	300円	450円	研修室2号	380円	570円		
	コミュニ ティ 広場A B	800円	1,200円	茶室	160円	240円		
		400円	600円	視聴覚室	820円	1,230円		
	コミュニ ティ 広場A	400円	600円	調理実習室	460円	690円		
		400円	600円	陶芸 陶芸 工 作 室	260円	390円		
	コミュニ ティ 広場B	400円	600円	棟 工 作 室	220円	330円		
福祉館	集会室	1,500円	2,250円	千代田	大会議室	790円	1,180円	
大塚ふ れあい センタ ー	(略)	(略)	(略)	コミュ ニティ センタ ー 二	小会議室	350円	520円	
	(略)	(略)	(略)	(A)	小会議室	410円	610円	
(略)	(略)	(略)	(略)	(B)				

あゆみ 庵	(略)	(略)	(略)	視聴覚室	430 円	640 円
霞ヶ浦	会議室 1 号	480 円		調理室	400 円	600 円
公民館	会議室 2 号	600 円		屋内運動場	400 円	600 円
	会議室 3 号	160 円		コミュニテ ィスペース	300 円	450 円
	会議室 4 号	160 円		A		
	会議室 5 号	160 円		コミュニテ ィスペース	300 円	450 円
	講座室 1 号	300 円		B		
	講座室 2 号	300 円		コミュニテ ィスペース	300 円	450 円
	研修室 1 号	360 円		C		
	研修室 2 号	380 円		コミュニテ ィスペース	300 円	450 円
	茶室	160 円		D		
	視聴覚室	820 円		コミュニテ ィスペース	300 円	450 円
	調理実習室	460 円		E		
	陶芸陶芸 工作室	260 円		コミュニテ ィスペース	300 円	450 円
	棟 工作 室	220 円		F		
千代田	大会議室 (A B C)	660 円		コミュニテ ィスペース	300 円	450 円
公民館	大会議室 (A B)	420 円		G		
	大会議室 (C)	240 円		コミュニテ ィスペース	300 円	450 円
	小会議室 (A)	120 円		H		
	小会議室 (B)	100 円		料理実習室	200 円	300 円
	視聴覚室	280 円		コミュ ニテイ センタ 二	多目的室	940 円 1,410 円
	和室	280 円			第 1 研修室	80 円 120 円
	調理室	400 円			第 2 研修室	80 円 120 円
	第 1 常陸野 公園陶芸施 設	480 円			第 3 研修室	80 円 120 円
					集会室	120 円 180 円
					軽運動室	260 円 390 円
					講習室	220 円 330 円

千代田	講堂(A B)	3,320円	4,980円		相談室	60円	90円	
講堂	講堂(A)	2,000円	3,000円		第1会議室	80円	120円	
	講堂(B)	1,320円	1,980円		第2会議室	80円	120円	
多目的	(略)	(略)	(略)		第3会議室	80円	120円	
運動広					下大津大ホール	420円	630円	
場					コミュ	会議室A B	180円	270円
(略)	(略)	(略)	(略)		ニテイ	C		
備考					ステー	会議室A B	120円	180円
(1)及び(2) (略)					シヨン	会議室C	60円	90円
(3) 霞ヶ浦公民館及び千代田公民館の使用は、市内に限る。						調理室	120円	180円
(4)及び(5) (略)					牛渡コ	大ホール	360円	540円
					ミュニ	会議室A	140円	210円
					ティス	会議室B	140円	210円
					テーシ	調理室	100円	150円
					ヨン			
					安飾コ	大ホール	390円	580円
					ミュニ	会議室A	140円	210円
					ティス	会議室B	130円	190円
					テーシ	会議室C	100円	150円
					ヨン	調理室	130円	190円
					志士庫	会議室A	910円	1,360円
					コミュ	会議室B	630円	940円
					ニテイ	会議室C	430円	640円
					ステー			
					シヨン			
					志士庫	大ホール	420円	630円
					第2コ	和室	160円	240円
					ミュニ	調理室	100円	150円
					ティス			
					テーシ			
					ヨン			
	地域福	(略)	(略)	(略)				
	社セン							
	ターや							
	まゆり							

	館			
	大塚ふれあいセンター	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	あゆみ庵	(略)	(略)	(略)
	多目的運動広場	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	備考 (1)及び(2) (略) (3) 及び (4) (略)			

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

かすみがうら市水道事業給水条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。次条及び第39条において同じ。)又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。次条及び第39条において同じ。)又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置に係るものでないときは、その者の</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置に係るものでないときは、その者の</p>

給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。	給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
(水道技術管理者の資格基準) 第4条 (略) (1)～(5) (略) (6) <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	(水道技術管理者の資格基準) 第4条 (略) (1)～(5) (略) (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

**地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
かすみがうら市監査委員条例 新旧対照表(第1条関係)**

改正前	改正後
(職員の賠償責任の監査等) 第11条 監査委員は、法 <u>第243条の2の2第3項</u> 若しくは第8項後段又は公企法第34条の規定により市長から監査又は意見を求められたときは、60日以内に監査結果報告書又は意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。	(職員の賠償責任の監査等) 第11条 監査委員は、法 <u>第243条の2の8第3項</u> 若しくは第8項後段又は公企法第34条の規定により市長から監査又は意見を求められたときは、60日以内に監査結果報告書又は意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

かすみがうら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第1項</u> の規定に基づ	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の7第1項</u> の規定に基

<p>き、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表(第3条関係)

改正前	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、100万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、100万円以上である場合とする。</p>

かすみがうら市役所の位置を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(庁舎の位置)</p> <p>第2条 かすみがうら市役所の庁舎は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(庁舎の位置)</p> <p>第2条 かすみがうら市役所の庁舎は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) かすみがうら市中央庁舎 かすみがうら市下稲吉 2633 番地 19</u></p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u></p>

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後																				
<p>別表第1(第4条関係)</p> <p>1 行政職給料表級別職務分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>課長及び企画監の職務 教育委員会事務局の課長の職務 監査委員事務局長の職務</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>館長、センター長、所長、課長補佐及び室長の職務 教育委員会事務局の課長補佐、室長及び館長の職務 <u>議会事務局の事務局長補佐</u>の職務 農業委員会事務局の事務局長補佐の職務 監査委員事務局の事務局長補佐の職務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	職務の級	職務の内容	(略)	(略)	6級	課長及び企画監の職務 教育委員会事務局の課長の職務 監査委員事務局長の職務	5級	館長、センター長、所長、課長補佐及び室長の職務 教育委員会事務局の課長補佐、室長及び館長の職務 <u>議会事務局の事務局長補佐</u> の職務 農業委員会事務局の事務局長補佐の職務 監査委員事務局の事務局長補佐の職務	(略)	(略)	<p>別表第1(第4条関係)</p> <p>1 行政職給料表級別職務分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>課長及び企画監の職務 教育委員会事務局の課長の職務 <u>議会事務局の課長の職務</u> 監査委員事務局長の職務</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>館長、センター長、所長、課長補佐及び室長の職務 教育委員会事務局の課長補佐、室長及び館長の職務 <u>議会事務局の課長補佐</u>の職務 農業委員会事務局の事務局長補佐の職務 監査委員事務局の事務局長補佐の職務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	職務の級	職務の内容	(略)	(略)	6級	課長及び企画監の職務 教育委員会事務局の課長の職務 <u>議会事務局の課長の職務</u> 監査委員事務局長の職務	5級	館長、センター長、所長、課長補佐及び室長の職務 教育委員会事務局の課長補佐、室長及び館長の職務 <u>議会事務局の課長補佐</u> の職務 農業委員会事務局の事務局長補佐の職務 監査委員事務局の事務局長補佐の職務	(略)	(略)
職務の級	職務の内容																				
(略)	(略)																				
6級	課長及び企画監の職務 教育委員会事務局の課長の職務 監査委員事務局長の職務																				
5級	館長、センター長、所長、課長補佐及び室長の職務 教育委員会事務局の課長補佐、室長及び館長の職務 <u>議会事務局の事務局長補佐</u> の職務 農業委員会事務局の事務局長補佐の職務 監査委員事務局の事務局長補佐の職務																				
(略)	(略)																				
職務の級	職務の内容																				
(略)	(略)																				
6級	課長及び企画監の職務 教育委員会事務局の課長の職務 <u>議会事務局の課長の職務</u> 監査委員事務局長の職務																				
5級	館長、センター長、所長、課長補佐及び室長の職務 教育委員会事務局の課長補佐、室長及び館長の職務 <u>議会事務局の課長補佐</u> の職務 農業委員会事務局の事務局長補佐の職務 監査委員事務局の事務局長補佐の職務																				
(略)	(略)																				

	<p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>
--	-------------------------------------------------------

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例 新旧対照表

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「新設」とは、市内に事務所等を有しない企業が市内に事務所等を新たに建設して設置することをいい、「増設」とは、市内に既に事務所等を有する企業が事務所等の設置若しくは取得又は既存の事務所等の設備を拡張することをいう。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 この条例において「新規雇用従業員」とは、規則で定める者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「新設」とは、市内に事務所等を有しない企業が市内に事務所等を新たに建設して設置<u>又は建物の用途を変更して事務所等として使用</u>することをいい、「増設」とは、市内に既に事務所等を有する企業が事務所等の設置若しくは取得又は既存の事務所等の設備を拡張することをいう。</p> <p>3～7 (略)</p>
<p>(課税免除)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次条第2号に規定する申告に係る従業員数が5人未満(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者にあつては3人未満)の特例法人又は認定事業者は、前2項の規定による固定資産税の課税の免除を受けることができない。</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(申告)</p> <p>第5条 前条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする特例法人又は認定事業者(以下「特例法人等」という。)は、規則</p>	<p>(申告)</p> <p>第5条 前条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする特例法人又は認定事業者(以下「特例法人等」という。)は、規則</p>

<p>で定めるところにより、<u>次の各号に掲げる</u>事項を、毎年1月31日までに市長に申告しなければならない。</p> <p>(1) <u>その年の1月1日現在における特例資産及び特定業務資産(以下「特例資産等」という。)に関する事項</u></p> <p>(2) <u>特例法人等が市内に有する事務所等又は特定業務施設の従業員数に関する事項</u></p>	<p>で定めるところにより、<u>その年の1月1日現在における特例資産及び特定業務資産(以下「特例資産等」という。)に関する</u>事項を、毎年1月31日までに市長に申告しなければならない。</p>
<p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(失効)</p> <p>第2条 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>第3条及び第4条 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(失効)</p> <p>第2条 この条例は、<u>令和11年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>第3条及び第4条 (略)</p>

かすみがうら市企業立地促進条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>設備投資額 企業の立地に必要な土地及び償却資産の取得に要する経費の総額で規則で定める額をいう。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>敷地整備・インフラ整備額 企業の立地に必要な土地の整備及び構築物の整備に要する経費の総額で規則で定める額をいう。</u></p> <p>(7)及び(8) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>設備投資額及び敷地整備等額 企業の立地に必要な土地並びに償却資産の取得に要する経費及び企業の立地に必要な土地並びに構築物の整備に要する経費の総額で規則で定める額をいう。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6)及び(7) (略)</p>

<p>(助成措置)</p> <p>第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、この条例の規定による助成金の交付を受けることができる者としての指定(以下「指定」という。)を行った企業に対し、予算の範囲内において次に掲げる助成金(以下「助成金」という。)を交付することができる。この場合において、市長は、必要に応じ、助成金を複数の年度に分割して交付することができる。</p> <p>(1) 設備投資助成金</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 敷地整備・インフラ整備助成金</p> <p>2 設備投資助成金は、指定を受けた企業(以下「指定事業者」という。)による企業の立地に対し交付する。</p> <p>3 雇用促進助成金は、指定事業者による新規雇用従業員の雇用に対し交付する。</p> <p>4 敷地整備・インフラ整備助成金は、指定事業者による企業の立地に伴う整備に対し交付する。</p>	<p>(助成措置)</p> <p>第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、この条例の規定による助成金の交付を受けることができる者としての指定(以下「指定」という。)を行った企業に対し、予算の範囲内において次に掲げる助成金(以下「助成金」という。)を交付することができる。この場合において、市長は、必要に応じ、助成金を複数の年度に分割して交付することができる。</p> <p>(1) 設備投資及び敷地整備等助成金</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 設備投資及び敷地整備等助成金は、指定を受けた企業(以下「指定事業者」という。)による企業の立地に対し交付する。</p> <p>3 雇用促進助成金は、指定事業者による新規雇用従業員の雇用に対し交付する。<u>ただし、新規雇用従業員の数は、助成金の額の決定の日から分割交付する期間において3人を下回らないこととする。</u></p>
<p>(助成金の額)</p> <p>第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 設備投資助成金 設備投資額に100分の5の割合を乗じて得た額とし、1億円を限度とする。ただし、本社機能移転の場合は、設備投資額に100分の10の割合を乗じて得た額とし、2億円を限度とする。</p>	<p>(助成金の額)</p> <p>第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 設備投資及び敷地整備等助成金 設備投資額及び敷地整備等額(消費税を除く。)に100分の10を乗じて得た額とし、1億5千万円を限度とする。ただし、本社機能移転の場合は、設備投資額及び敷地整備等額に100分の20を乗じて得た額とし、3億円を限度とする。</p>

<p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 敷地整備・インフラ整備助成金 敷地整備・インフラ整備事業費に100分の25を乗じて得た額とし、1億円を限度とする。ただし、本社機能移転の場合は敷地整備・インフラ整備事業費に100分の50を乗じて得た額とし、2億円を限度とする。</u></p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(企業の指定要件)</p> <p>第5条 指定を受けることができる者は、第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号から<u>第7号</u>までのすべての要件に該当する企業のうち、市長が適当と認めた者とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 設備投資額が、事務所等の新設の場合は2億円(中小企業にあっては、1億円)以上、事務所等の増設等の場合は1億円(中小企業にあっては、5千万円)以上であること。</p> <p>(4) 第1号に規定する者にあつては用地の取得又は借受けにかかる契約を締結した日から、第2号に規定する者にあつては当該増設にかかる工事等の契約を締結した日、又は増設にかかる<u>敷地整備・インフラ整備工事</u>の契約を締結した日から規則で定める期間内に操業を開始すること。</p> <p><u>(5) 新規雇用従業員の数が5人(中小企業者にあつては、3人)以上であること。</u></p> <p><u>(6) 及び(7) (略)</u></p>	<p>(企業の指定要件)</p> <p>第5条 指定を受けることができる者は、第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号から<u>第6号</u>までのすべての要件に該当する企業のうち、市長が適当と認めた者とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 設備投資額<u>及び敷地整備等額</u>が、事務所等の新設の場合は2億円(中小企業にあっては、1億円)以上、事務所等の増設等の場合は1億円(中小企業にあっては、5千万円)以上であること。</p> <p>(4) 第1号に規定する者にあつては用地の取得又は借受けにかかる契約を締結した日から、第2号に規定する者にあつては当該増設にかかる工事等の契約を締結した日、又は増設にかかる<u>設備投資及び敷地整備等工事</u>の契約を締結した日から規則で定める期間内に操業を開始すること。</p> <p><u>(5) 及び(6) (略)</u></p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、その日までに第6条</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和11年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、その日までに第6条</p>

の規定による申請を行ったものについては、なおその効力を有する。	の規定による申請を行ったものについては、なおその効力を有する。
---------------------------------	---------------------------------

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 重度心身障害者等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)の1級又は2級に該当する者 <u>(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。)</u></p> <p>イ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ障害名が心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害とされる者 <u>(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に關す</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 重度心身障害者等 次に掲げるものをいう。 <u>ただし、65歳以上75歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の規定による認定を受けたものに限る。</u></p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)の1級又は2級に該当する者</p> <p>イ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ障害名が心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害とされる者</p>

る法律第 50 条第 2 号の規定による認定を受けたものに限る。)

ウ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)において、知能指数が 35 以下と判定された者**(65 歳以上 75 歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 2 号の規定による認定を受けたものに限る。)**

エ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の 3 級に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が 50 以下と判定された者**(65 歳以上 75 歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 2 号の規定による認定を受けたものに限る。)**

オ (略)

カ 国民年金法施行令(昭和 34 年政令第 184 号)別表 1 級に該当する障害年金受給権者**(65 歳以上 75 歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 2 号の規定による認定を受けたものに限る。)**

キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)**に基づく精神障害者保健福祉手帳を交付された者のうち、障害程度が 1 級の者(65 歳以上 75 歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 2 号の規定による認定を受けたものに限る。)**

ウ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)において、知能指数が 35 以下と判定された者

エ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の 3 級**又は 4 級**に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が 50 以下と判定された者

オ (略)

カ 国民年金法施行令(昭和 34 年政令第 184 号)別表 1 級に該当する障害年金受給権者

キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)**第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項(以下「政令第 6 条第 3 項」という。)の 1 級に該当する者**

	<p><u>ク 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の 3 級又は 4 級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第 6 条第 3 項の 2 級に該当する者</u></p> <p><u>ケ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が 50 以下と判定された者で、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第 6 条第 3 項の 2 級に該当する者</u></p>
	<p>附 則 (施行期日)</p> <p><u>1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u> (経過措置)</p> <p><u>2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。</u></p>

かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に 100 分の 6.0 を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に 100 分の 7.2 を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢</p>

<p>者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.5</u> を乗じて算定する。</p>	<p>者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の3.4</u> を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.1</u> を乗じて算定する。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.8</u> を乗じて算定する。</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p><u>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(適用区分)</p> <p><u>2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 新旧対照表
かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
<p>(揭示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>揭示しなければならない。</u></p>	<p>(揭示等)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信さ</u></p>

	<p><u>れることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p>
<p>(電磁的記録等) 第53条 (略) 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育又は特定地域型保育の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 3～6 (略)</p>	<p>(電磁的記録等) 第53条 (略) 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育又は特定地域型保育の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 3～6 (略)</p>

かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5～8 (略)</p>
<p>(電磁的記録等)</p> <p>第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者(次項に</p>	<p>(電磁的記録等)</p> <p>第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者(次項に</p>

<p>において「指定介護予防支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第33条第26号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>において「指定介護予防支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第33条第26号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

かすみがうら市介護保険条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第39条第1項第1号に掲げる者 31,200円</p> <p>(2) 令 第39条第1項第2号に掲げる者 46,800円</p> <p>(3) 令 第39条第1項第3号に掲げる者 46,800円</p> <p>(4) 令 第39条第1項第4号に掲げる者 56,100円</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第38条第1項第1号に掲げる者 30,500円</p> <p>(2) 令 第38条第1項第2号に掲げる者 46,000円</p> <p>(3) 令 第38条第1項第3号に掲げる者 46,300円</p> <p>(4) 令 第38条第1項第4号に掲げる者 60,400円</p>

<p><u>0円</u></p> <p>(5) 令 <u>第39条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>62, 40</u></p> <p><u>0円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>74, 800円</u></p>	<p><u>0円</u></p> <p>(5) 令 <u>第38条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>67, 20</u></p> <p><u>0円</u></p> <p>(6) 令 <u>第38条第1項第6号</u>に掲げる者 <u>80, 60</u></p>
<p><u>イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)</u>が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p><u>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。)</u></p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>81, 100円</u></p>	<p><u>0円</u></p> <p>(7) 令 <u>第38条第1項第7号</u>に掲げる者 <u>87, 30</u></p>
<p><u>イ 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次</u></p>	<p><u>0円</u></p>

<p><u>号口、第9号口又は第10号口に該当する者を除く。)</u></p>	
<p>(8) 次のいずれかに該当する者 93,600円</p>	<p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 100,8</p>
<p><u>イ 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号口又は第10号口に該当する者を除く。)</u></p>	<p><u>00円</u></p>
<p>(9) 次のいずれかに該当する者 106,000円</p>	<p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 114,2</p>
<p><u>イ 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号口に該当する者を除く。)</u></p>	<p><u>00円</u></p>
<p>(10) 次のいずれかに該当する者 112,300</p>	<p>(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 127</p>
<p><u>円</u></p> <p><u>イ 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</u></p>	<p><u>,600円</u></p>

<p>(11) 前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 141</p>
<p><u>131,000円</u></p>	<p><u>,100円</u></p>
<p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保</p>	<p>(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 154</p>
<p>険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当す</p>	<p><u>,500円</u></p>
<p>る者の<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年</p>	<p>(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 161</p>
<p>度における保険料率は、同号の規定にかか</p>	<p><u>,200円</u></p>
<p>わらず、<u>18,720円</u>とする。</p>	<p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保</p>
<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号</p>	<p>険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当す</p>
<p>被保険者についての保険料の減額賦課に係</p>	<p>る者の<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年</p>
<p>る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度に</p>	<p>度における保険料率は、同号の規定にかか</p>
<p>おける保険料率について準用する。この場</p>	<p>わらず、<u>19,150円</u>とする。</p>
<p>合において、前項中「<u>18,720円</u>」とあるの</p>	<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号</p>
<p>は、「<u>31,200円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>被保険者についての保険料の減額賦課に係</p>
<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号</p>	<p>る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度に</p>
<p>被保険者についての保険料の減額賦課に係</p>	<p>おける保険料率について準用する。この場</p>
<p>る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度に</p>	<p>合において、前項中「<u>19,150円</u>」とあるの</p>
<p>おける保険料率について準用する。この場</p>	<p>は、「<u>32,590円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>合において、第2項中「<u>18,720円</u>」とあるの</p>	<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号</p>
<p>は、「<u>43,680円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>被保険者についての保険料の減額賦課に係</p>
<p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格</p>	<p>る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度に</p>
<p>取得、喪失があった場合の保険料の額の算</p>	<p>おける保険料率について準用する。この場</p>
<p>定)</p>	<p>合において、第2項中「<u>19,150円</u>」とあるの</p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>は、「<u>46,030円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格</p>
<p>3 保険料の賦課期日後に<u>令第39条第1項第1</u></p>	<p>取得、喪失があった場合の保険料の額の算</p>
<p><u>号イ</u>(同号に規定する老齢福祉年金の受給</p>	<p>定)</p>
<p>権を有するに至った者及び(1)に係る者を</p>	<p>第6条 (略)</p>
<p>除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第4号ロ <u>又は</u>第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、</p>	<p>3 保険料の賦課期日後に令 <u>第38条第1項第1</u></p>
<p>第8号ロ <u>又は</u>第9号ロに該当するに至った第</p>	<p><u>号イ</u>(同号に規定する老齢福祉年金の受給</p>
<p>1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)</p>	<p>権を有するに至った者及び(1)に係る者を</p>
<p>に係る保険料の額は、当該該当するに至っ</p>	<p>除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、</p>
<p></p>	<p>第4号ロ、<u>第5号ロ</u>、第6号ロ、第7号ロ、第8</p>
<p></p>	<p>号ロ、<u>第9号ロ</u>、<u>第10号ロ</u>、<u>第11号ロ</u> <u>又は</u> <u>第</u></p>
<p></p>	<p><u>12号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者</p>
<p></p>	<p>(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料</p>

<p>た日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から 令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から 同項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例第4条及び第6条第3項の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>

かすみがうら市漁港管理条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理する牛渡漁港及び志戸崎漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理する牛渡漁港及び志戸崎漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>